

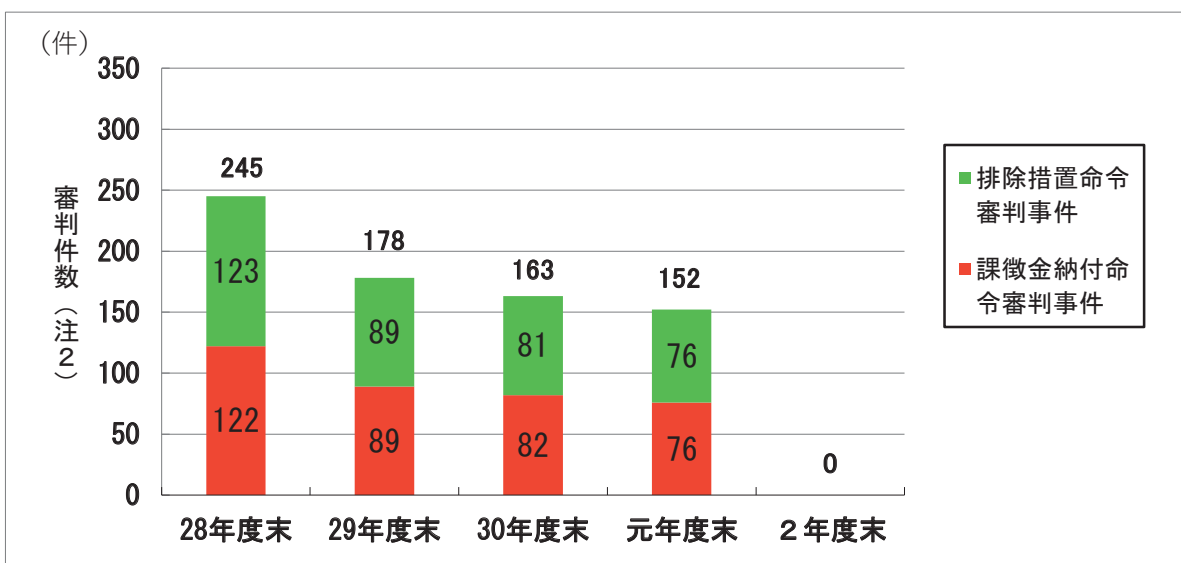
第3章 審判

第1 概説

令和2年度当初における審判件数は、前年度から繰り越されたもの152件（排除措置命令に係るものが76件、課徴金納付命令に係るものが76件）であった。令和2年度においては、審判開始を行った事件はなく、平成25年独占禁止法改正法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律〔平成25年法律第100号〕をいう。）による改正前の独占禁止法（以下、特段の断りがない限り第3章において単に「独占禁止法」という。）に基づく審決を154件（注1）（排除措置命令に係る審決77件、課徴金納付命令に係る審決77件）を行った。この結果、令和2年度におけるこれら審決をもって係属中の審判事件は全て終了した。

（注1）令和2年度における審決のうち2件は、公正取引委員会が（株）山陽マルナカに対して行った排除措置命令及び課徴金納付命令について、同社から審判請求がなされ、当委員会がこれを一部棄却するなどの審決を平成31年2月20日付けで行ったところ、東京高等裁判所において当該審決を取り消す判決がなされたことを受け、改めて、当該排除措置命令及び課徴金納付命令の残部を取り消す旨の審決を行ったものであるため、審判件数（前年度から繰り越されたもの）には算入していない。

図 審判件数の推移



（注2）審判件数は、行政処分に対する審判請求ごとに付される事件番号の数である。

第2 審決

1 三和シャッター工業(株)ほか3名に対する排除措置命令及び課徴金納付命令に係る審決（シャッターの製造業者らによる全国における価格カルテル及び近畿地区における受注調整）

事件番号	審判手続開始日	審判開催回数	審決年月日	課徴金（円）
平成22年（判）第17号及び第22号	22. 10. 4	39	2. 8. 31	24億5686万
平成22年（判）第18号及び第23号	22. 10. 4	39	2. 8. 31	17億3831万
平成22年（判）第19号及び第24号	22. 10. 4	39	2. 8. 31	4億8404万
平成22年（判）第25号	22. 10. 4	39	2. 8. 31	2億5899万
平成22年（判）第20号及び第26号	22. 10. 4	39	2. 8. 31	2億4291万
平成22年（判）第21号及び第27号	22. 10. 4	39	2. 8. 31	1億5483万
平成22年（判）第28号	22. 10. 4	39	2. 8. 31	4026万

(1) 被審人

事件番号	名 称	所 在 地
平成22年（判）第17号、第22号及び第25号	三和シャッター工業(株)	東京都板橋区新河岸二丁目3番5号
平成22年（判）第18号、第23号、第20号及び第26号	文化シャッター(株)	東京都文京区西片一丁目17番3号
平成22年（判）第19号、第24号、第21号及び第27号	東洋シャッター(株)	大阪市中央区南船場二丁目3番2号
平成22年（判）第28号	三和ホールディングス(株)	東京都新宿区西新宿二丁目1番1号

(2) 事件の経過

本件は、平成22年6月9日、公正取引委員会が、前記(1)の被審人4社（以下(2)及び(3)において「被審人ら」という。）のうち被審人三和ホールディングス(株)（以下「被審人三和H」という。）を除く3社に対し、独占禁止法第7条第2項の規定に基づき排除措置命令を、被審人らに対し同法第7条の2第1項の規定に基づき課徴金納付命令を行ったところ、被審人らは両命令に対して審判請求を行ったため、被審人らに対し、同法第52条第3項の規定に基づき審判手続を開始し、審判官をして審判手続を行わせたものである。

公正取引委員会は、担当審判官から提出された事件記録、被審人らから提出された各異議の申立書及び被審人らから聴取した陳述に基づいて、同審判官から提出された審決案を調査の上、被審人らに対して、被審人三和シャッター工業(株)（以下「被審人三和S」という。）、被審人文化シャッター(株)（以下「被審人文化」という。）及び被審人東洋シャッター(株)（以下「被審人東洋」という。）に対する課徴金納付命令の一部を取り消し、その余の審判請求をいずれも棄却する旨の審決を行った。

(3) 判断の概要等

ア 原処分の原因となる事実

⑦ 全国カルテル事件

3社（注1）は、共同して、平成20年3月5日頃、各社の役員級の者による会合（以下「3月5日会合」という。）において、特定シャッター（注2）の需要者向

け販売価格について、同年4月1日見積分から、現行価格より10パーセントを目途に引き上げることを合意することにより（以下、この合意を「全国合意」という。）、公共の利益に反して、我が国における特定シャッターの販売分野における競争を実質的に制限していた。

被審人らの平成22年（措）第15号排除措置命令（以下「全国排除措置命令」という。）に係る違反行為の実行期間は、独占禁止法第7条の2第1項の規定により、下表の各被審人に係る「実行期間」欄記載のとおりであり、独占禁止法第7条の2の規定により算出された課徴金の額は、同表の各被審人に係る「課徴金」欄記載のとおりである。

（注1）被審人三和S、被審人文化及び被審人東洋の3社。ただし、被審人三和Hの吸収分割（平成19年10月1日）前は、被審人三和H、被審人文化及び被審人東洋の3社をいう。

（注2）軽量シャッター及び重量シャッター（いずれもグリルシャッターを含み、これらのシャッターの取付工事等の役務が併せて発注される場合には当該役務を含む。）

被審人	課徴金納付命令	
	実行期間	課徴金（円）
三和シャッター工業㈱	平成20年4月1日～平成20年11月18日	25億1615万
文化シャッター㈱	平成20年4月1日～平成20年11月18日	17億8167万
東洋シャッター㈱	平成20年4月1日～平成20年11月18日	5億2549万

(4) 近畿受注調整事件

3社は、受注価格の低落防止を図るため、共同して、遅くとも平成19年5月16日以降、近畿地区における特定シャッター等（注3）について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにするとともに、受注予定者以外の者も受注することとなった場合には受注予定者が建設業者に対して提示していた見積価格と同じ水準の価格で受注するようにする（以下、3社間でのかかる内容の合意を「近畿合意」という。）ことにより、公共の利益に反して、近畿地区における特定シャッター等の取引分野における競争を実質的に制限していた。

被審人らの平成22年（措）第16号排除措置命令（以下「近畿排除措置命令」という。）に係る違反行為の実行期間は、独占禁止法第7条の2第1項の規定により、下表の各被審人に係る「実行期間」欄記載のとおりであり、独占禁止法第7条の2の規定により算出された課徴金の額は、同表の各被審人に係る「課徴金」欄記載のとおりである。

（注3）建設業者が発注する、近畿地区における建築物その他の工作物に取り付けられる重量シャッター、軽量シャッター、オーバーヘッドドア、シートシャッターその他のシャッター及び危害防止装置等のシャッターの関連製品（ドア等の物品又は取付工事等の役務が併せて発注される場合には当該物品又は当該役務を含む。）であって、被審人三和S、被審人文化、被審人東洋及び被審人三和Hのいずれかにおいて積算価格の額（ドア等の物品及び当該物品に係る取付工事等の役務の積算価格の額を除く。）が5000万円以上となるもの

被審人	課徴金納付命令	
	実行期間	課徴金（円）
三和シャッター工業㈱	平成19年10月1日～平成20年11月18日	2億5899万
文化シャッター㈱	平成19年5月16日～平成20年11月18日	2億4425万
東洋シャッター㈱	平成19年5月16日～平成20年11月18日	1億5483万

被 害 人	課徴金納付命令	
	実行期間	課徴金（円）
三和ホールディングス(株)	平成19年5月16日～平成19年9月30日	4026万

イ 主要な争点及びそれに対する判断

(7) 全国排除措置命令の適法性（争点1）

a 全国合意を内容とする意思の連絡があるか（「共同して」といえるか）

(a) 全国合意の合理性について

まず、3社の営業担当者が、積算価格を基に、過去の取引を踏まえ、一定の割引率を乗ずることにより算出される見積価格や平米単価を指標として、値上げの基準となる取引価格（現行価格）を想定しながら、これに対する一定割合の値上げを実施することが可能である。

次に、現に3社は、販売価格を引き上げるため、積算価格の引上げという手段を用いており、3社の従業員等も、販売価格を引き上げる手段として、積算価格の引上げが有効である旨を供述していることから、シャッター取引において、積算価格の引上げを販売価格引上げの手段とすることが不合理であるとは認められない。また、特定シャッターの取引分野において90パーセントを上回るシェアを有する3社が同時期に同程度の引上げ幅で見積価格を提示すれば、単独で値上げ活動を行う場合に比して顧客を失う可能性は低減し、従前よりも高い価格水準で交渉することが可能になるのであり、このように競争を回避する効果があることは否定できないのであるから、結果的に、需要者との力関係や経済状況等により、合意どおりに販売価格が上がらないことがあったとしても、こうした合意自体が不合理なものであるとはいえない。

さらに、個別交渉によって価格が決まるという取引の性質上、値上げ率に幅が生じることは自明であり、また、個別の価格については各営業所ないし営業担当者が決定するものであるとしても、その前提として、本社の営業方針があるものであるから、本社に個別の価格について決定する権限がないからといって、本社において各営業所等に対して示した方針に従って値上げ活動を行うべきことを指示する方法によって当該合意に基づいて値上げを実現することが不可能であるとはいえない。

(b) 意思の連絡（「共同して」）

独占禁止法第2条第6項の「共同して」に該当するというためには、複数事業者が対価を引き上げるに当たって、相互の間に意思の連絡があったと認められることが必要であると解されるが、ここでいう意思の連絡とは、複数事業者間で相互に同内容又は同種の対価の引上げを実施することを認識ないし予測し、これと歩調をそろえる意思があることを意味し、一方の対価引上げを他方が単に認識、認容するのみでは足りないが、事業者間相互で拘束し合うことを明示して合意することまでは必要でなく、相互に他の事業者の対価の引上げ行為を認識して、暗黙のうちに認容することで足りると解するのが相当である。

そして、その判断に当たっては、対価の引上げがされるに至った前後の諸事

情を勘案して事業者の認識及び意思がどのようなものであったかを検討し、事業者相互間に共同の認識、認容があるかどうかを判断すべきであるところ、特定の事業者が、①他の事業者との間で対価引上げ行為に関する情報交換をして、②同一又はこれに準ずる行動に出たような場合には、③その行動が他の事業者の行動と無関係に、取引市場における対価の競争に耐え得るとの独自の判断によって行われたことを示す特段の事情が認められない限り、これらの事業者の間に、協調的行動をとることを期待し合う関係があり、意思の連絡があるものと推認されるというべきである。

i 対価引上げ行為に関する情報交換

3月5日会合では、単なる世間話にとどまらず、相互にシャッター等の対価引上げを実施することに関する情報交換がされたものと認められる。

ii 事後の行動の一致

3社は、いずれも、3月5日会合以前は特定シャッターの販売価格の引上げ目標を10パーセントと設定していなかったにもかかわらず、3月5日会合後に、特定シャッターについての販売価格の引上げ目標を10パーセントと定め、それぞれ前記目標を各支店、営業所に示して販売価格引上げの指示をしたのであるから、3社は、特定シャッターの販売価格について、現行価格より10パーセントを目途として引き上げるとの同一の行動に出たものと認められる。

iii 3社の値上げ行動が独自の判断によって行われたことを示す特段の事情の有無について

前記 i，ii によれば、3社において値上げに向けた各社の行動が他の事業者の行動と無関係に、取引市場における対価の競争に耐え得るとの独自の判断によって行われたことを示す特段の事情が認められない限り、意思の連絡があるものと推認されるころ、3社の独自の判断によって行われたものであると認めることはできない。

(c) 全国合意の推認

①3社間で、シャッター等の販売価格について10パーセントを目途として引き上げる等の対価の引上げ行為に関する情報交換が行われ、②3社は、それぞれ本社において平成20年4月1日以降の特定シャッターの販売価格の引上げ目標を10パーセントと定め、販売価格の引上げに向けた営業活動をするという同一の行動をとったものと認められるところ、3月5日会合以前においては、3社とも、引上げ幅についての検討内容は異なっていたにもかかわらず、3月5日会合の後、3月5日会合で情報交換がされた内容と同じ「10パーセント」を目標としていたことは、不自然な一致というべきであり、③3社について、このような値上げに向けた行動が3月5日会合で情報交換がされた他の2社の行動とは無関係に、取引市場における対価の競争に耐え得るとの独自の判断によって行われたことを示す特段の事情も認められないから、3社の間には、相互に特定シャッターの販売価格につき、現行価格より10パーセントを目途として引き上げることを予測し、これと歩調をそろえる意思があるものと推認され

る。

値上げの時期に関しては、3月5日会合においては明言されていなかったが、当該合意は、平成20年4月1日以降に原材料である鋼材の値上げに伴い、シャッター製品の値上げを行うことを内容とするものであるところ、シャッター製品の値上げに当たっては、原則として、シャッター業者が提示した見積価格を前提として需要者との間で価格交渉を経るものであることから、3社においては、少なくとも同日見積分から値上げを行うとの合意があったものと推認される。

したがって、3社間には、全国合意を内容とする意思の連絡があったと推認される。

b 相互拘束について

全国合意の成立により、本来各社において自由に決定されるべき3社の特定シャッターの販売価格の値上げ幅が、これに制約されて決定されることになり、前記認定のとおり、3社は値上げ幅の目標を10パーセントと定めていることからしても、同合意は各社の事業活動を拘束するものであることが認められる。

c 一定の取引分野における競争の実質的制限について

(a) 意義

「一定の取引分野における競争を実質的に制限すること」とは、当該取引に係る市場が有する競争機能を損なうことをいい、一定の取引分野における競争を完全に排除し、価格等を完全に支配することまでは必要なく、一定の取引分野における競争自体を減少させ、特定の事業者又は事業者集団がその意思で、ある程度自由に、価格、品質、数量、その他各般の条件を左右することによって、市場を支配することができる状態をもたらすことで足り、このような趣旨における市場支配的状态を形成・維持・強化することをいう。

このような競争の実質的制限が生じているのか否かを判断するに当たっては、一定の取引分野の範囲が問題となるところ、不当な取引制限については、取引の対象・地域・態様等に応じて、違反者のした共同行為が対象としている取引及びそれにより影響を受ける範囲を検討し、その競争が実質的に制限される範囲を画定して一定の取引分野を決定するのが相当である。

(b) 一定の取引分野について

全国合意は、特定シャッターの取引を対象としてその販売価格を引き上げるものであり、それにより影響を受ける範囲も同取引であるから、本件における一定の取引分野は、特定シャッターの販売分野であると認められる。

(c) 競争の実質的制限について

平成19年4月から平成20年3月までの間における我が国の特定シャッターの出荷数量に占める3社のシェアは約92.8パーセントと極めて高いことからすれば、3社の意思で、特定シャッターの価格をある程度自由に左右することができる状態がもたらされていたといえ、我が国における特定シャッターの販売分野の競争機能が損なわれ、その競争が実質的に制限されていたと認められる。

(d) 小括

以上より、3社は、全国合意により、我が国の特定シャッターの販売分野における競争を実質的に制限したものと認められる。

d 「公共の利益に反して」について

全国合意は、前記cのとおり、我が国における特定シャッターの取引分野における競争を実質的に制限するものであるところ、仮に建設業者に建設業法ないし独占禁止法違反となり得る行為があったとしても、3社が価格カルテルである全国合意をすることが、「一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進する」（独占禁止法第1条）とは認められない。

e 小括

3社間には、平成20年3月5日頃、全国合意を内容とする意思の連絡があったものと認められ、これは、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当するといえる。

(イ) 全国各課徴金納付命令（注4）の適法性（争点2）

a 「商品」の対価に係るものについて

全国各課徴金納付命令にいう「商品」とは「特定シャッター」を指すところ、需要者の注文に応じて製作し、供給する物を「商品」と認めることは可能であるし、同命令別紙において、「特定シャッター」について、「取付工事等の役務が併せて発注される場合には当該役務を含む」と定義されていることから、同命令にいう「商品」には、取付工事等の役務が含まれることは明らかである。

したがって、全国各課徴金納付命令が、全国合意は取付工事等の役務を含めて「商品」の対価に係るものであるとしたことが違法であるとはいえない。

また、全国合意の内容から、特定シャッターの対価そのものに関するものであることは明らかであり、「対価に係るもの…をしたとき」に当たる。

（注4）平成22年（納）第94号ないし第96号課徴金納付命令をいう。

b 「当該商品」の認定について

全国合意には、「平成20年4月1日見積分から」という取決め部分があるものの、これは、値上げの実施の契機としての時期及び態様に関する取決めであって、商品の特性や取引の属性などに応じて値上げの対象商品自体を限定したものではない。したがって、かかる取決めにかかわらず、全国合意の対象商品の範ちゅうに属する商品は、あくまで特定シャッターである。

c 引渡基準により課徴金の計算の基礎となる売上額を算定したことの適法性

独占禁止法施行令第6条が設けられた趣旨や、この契約基準によるべき場合は、「著しい差異があるとき」ではなく、「著しい差異を生ずる事情があると認められるとき」であるとしている同条の規定の文言、規定の仕方によれば、同条にいう「著しい差異が生ずる事情がある」かどうかの判断は、独占禁止法施行令第5条の定める引渡基準によった場合の対価の合計額と契約により定められた対価の額の合計額との間に著しい差異が生ずる蓋然性が典型的又は定性的に認められるかどうかを判断して決すれば足りるものと解せられる。

第94号課徴金納付命令（注5）については、引渡基準によった場合の対価の合計額と契約により定められた対価の額の合計額との間に著しい差異が生ずる蓋然

性が類型的又は定性的に認められるとはいえないから、被審人三和Sの主張は採用することができず、第94号課徴金納付命令が引渡基準によって課徴金の計算の基礎となる売上額を算定したことは適法である。

(注5) 被審人三和Sに対する平成22年(納)第94号課徴金納付命令をいう。

(7) **近畿排除措置命令の適法性(争点3)**

a 近畿合意の成立について

3社は、建設業者の価格交渉による受注価格の低落を防止するために、各社の近畿地区の建設業者担当支店長において、平成19年5月9日に開催した会合で取り決めた内容に従って、同月16日以後、支店長級会合等(注6)において、近畿地区における特定シャッター等について、受注を希望する物件を持ち寄り、営業上優位な業者を確認するとともに、発注者に提示予定の見積価格に関する情報交換をするなどした上で、営業上の優位性が確認されなかった業者は営業活動を自粛し、当該物件の建設業者から引き合いを受けても、営業上優位とされた業者よりも高い見積価格を提示するなどして営業上優位とされた業者がその提示した見積価格で受注できるよう対応していたことが認められる。

これらによると、3社の当該行為は、近畿地区における特定シャッター等に係る取引において、受注価格の低落を防止するため、3社の中であらかじめ受注予定者を決定し、当該受注予定者が建設業者に対して提示する見積価格で受注できるように協力することにほかならないのであり、同月9日に開催された会合で取り決められた内容は、こうした受注調整に係る基本合意に当たるものと認められる。

以上によれば、近畿合意が存在したと認められる。

(注6) 平成19年5月16日から平成20年7月23日までの間に、3社の支店長級の者が毎月1回程度行っていた会合(支店長級会合)と電話連絡を併せたものをいう。

b 「共同して…相互にその事業活動を拘束し」に当たるか

近畿合意は、3社が、近畿地区における特定シャッター等につき、受注予定者を決定し、受注予定者が受注することができるように協力するという内容の取決めであり、3社が近畿合意に基づく行動を認識、認容して歩調をそろえるという意思の連絡があることは明らかである。また、3社が、本来的には自由に見積価格を決め、発注者に対して受注に向けた営業活動を行えるはずのところを、近畿合意に制約されて意思決定を行うことになるから、近畿合意は、3社の事業活動を相互に拘束するものである。

したがって、近畿合意は「共同して…相互にその事業活動を拘束し」(独占禁止法第2条第6項)に該当する。

c 「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」ものか

「一定の取引分野」は、原則として、違反行為者のした共同行為が対象としている取引及びそれにより影響を受ける範囲を検討して画定すれば足りるものと解されるところ、近畿合意は、近畿地区における特定シャッター等の取引を対象としており、近畿合意による影響の範囲も同取引となる。

近畿地区においては、大規模なシャッター工事を受注することができるシャッ

ター業者は限られており、近畿地区における特定シャッター等について建設業者が見積りを依頼するのは3社及びこれに次ぐ《事業者A》が中心であること、3社は、平成19年5月16日から平成20年11月18日までの間に発注された近畿地区における特定シャッター等の大部分を受注しており、《事業者A》は有力ではあるが、そのシェアは3社に比して小さいといえること、期間内の発注物件において近畿合意に基づいて受注調整が行われた物件は、189物件中139物件（分割発注物件は合わせて1物件とする。）に上ることからすれば、近畿合意により、3社がその意思で近畿地区における特定シャッター等の取引分野における受注者及び受注価格をある程度自由に左右することができる状態をもたらしたと認められる。

d 「公共の利益に反して」について

略（前記⑦dに同旨）

e 小括

3社間には近畿合意を内容とする意思の連絡があったものと認められ、これは、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当するといえる。

① 近畿各課徴金納付命令（注7）の適法性（争点4）

a 「商品」の対価に係るものについて

略（前記④aに同旨）

（注7）平成22年（納）第97号ないし第100号課徴金納付命令をいう。

b 実行期間の始期

近畿合意の内容は、3社間で受注予定者を決定し、受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力することであり、協力の内容としては、建設業者に対する営業活動を自粛することが含まれる。

そうすると、支店長級会合等において受注予定者が決まった時点から、受注予定者以外の者は近畿合意に拘束され、建設業者に対する営業活動を自粛することになるのであるから、被審人三和H、被審人文化、被審人東洋についての近畿合意に基づく実行期間の始期は、最初の受注予定者の決定が行われた平成19年5月16日であると認められる。

一方、被審人三和Sについては、同年10月1日、被審人三和Hのシャッター事業を承継し、被審人三和らの担当者は、事業承継の前後にわたり、継続して支店長級会合に出席していたのであるから、被審人三和Sの近畿合意に基づく実行期間の始期は、同年10月1日である。

c 「当該商品」該当性

基本合意と個別の受注調整行為を経たのであれば、当該商品については、競争が事実上全くなかったという事情だけでなく、価格面での利益も全くなき、基本合意と個別の受注調整行為の各対象に含めたことが不合理であるなど特段の事情が認められない限り、具体的な競争制限効果が生じるというべきである。

課徴金対象物件のうち、近畿合意に基づく受注調整が行われたとは認められず、当該商品に該当するとは認められない物件1件以外の物件については、近畿合意の対象とされた近畿地区における特定シャッター等であって、近畿合意に基づく受注調整の結果、具体的な競争制限効果が発生するに至ったものと認められ

るから、当該商品に該当する。

d 課徴金の対象となる対価の額について

課徴金の対象となる対価の額（独占禁止法施行令第6条第1項）は、実行期間における商品の契約金額であり、当該商品に該当するとは認められない前記1物件を除き、審決案別表1「最終契約金額」記載の金額であると認められる。

㌦ 全国各課徴金納付命令と近畿各課徴金納付命令において、同一の物件について、その売上額に対して重複して課徴金を課したことは適法か（争点5）

課徴金制度は、課徴金の算定方法を具体的な法違反による現実的な経済的不当利得そのものとは切り離し、売上額に一定の比率を乗じて一律かつ画一的に算出することとして、カルテル禁止の実効性確保のための行政上の措置として機動的に発動できることを図ったものであり、単なる不当な利得の剥奪にとどまらない目的を持つものである。こうした課徴金制度における違反行為の抑止の趣旨からすれば、複数の違反行為に対してそれぞれ課徴金を課すべき場合において、課徴金の計算の基礎に特定の商品又は役務の売上額が重複する部分が含まれていたとしても、その違反行為が別個に実施されたと認められる限り、当該重複部分をいずれかの違反行為に係る課徴金の計算の基礎から除外すべき理由はないのであり、その結果として、同一の物件について重複して課徴金を課すべきことになるのはやむを得ないと解する。

しかしながら、本件においては、近畿受注調整事件に関して、証拠によれば、平成20年3月に開催された支店長級会合において、シャッターの原材料である鋼材価格の値上がりに対応するために、近畿地区における特定シャッター等の販売価格を引き上げることが確認され、それ以降、近畿合意に基づき、近畿地区における特定シャッター等に係る個別の物件の受注予定者を決定するに当たっては、受注予定者の決定とともにその販売価格の引上げも図られていたと認められる。しかも、これらの販売価格の引上げは、全国合意に基づく特定シャッターの販売価格の引上げに関する本社からの指示によるものであることが推認される。

これらの事実関係を踏まえると、前記平成20年3月の支店長級会合以降の近畿合意に基づく受注調整は、受注予定者の決定のみならず、全国合意に基づく特定シャッターの販売価格の引上げを具体的実現するために行われたものと評価することができるのであり、その限度において、全国合意の実施と全く別個のものと解するのは相当ではない。

したがって、全国各課徴金納付命令と近畿各課徴金納付命令において重複して課徴金を課したことは、課徴金制度の趣旨に照らしても正当化することはできない。そして、かねてから近畿合意に基づく受注調整が継続的に行われる中で、前記重複部分について、全国合意に基づく販売価格の引上げが併せて行われたという実態に照らすと、その売上額は、全国合意に係る課徴金の計算の基礎から除外するのが相当である。

㌧ 被審人文化の課徴金減免申請における報告又は提出した資料に「虚偽の内容が含まれていた」（独占禁止法第7条の2第17項第1号）か（争点6）

a 当初報告書の内容を後に訂正する報告は「報告」（独占禁止法第7条の2第1

7項第1号)に当たるかについて

課徴金減免制度の趣旨は、公正取引委員会の調査に協力して報告等を行った違反事業者に対し、その報告等の順番に応じて課徴金の減免を認めることにより、密室で行われて発見、解明が困難なカルテル、入札談合等の取引制限行為の摘発や事案の真相究明、違法状態の解消及び違反行為の防止を図ることにあるところ、当初の報告後に虚偽の内容が含まれる報告をし、それにより、当初の報告が虚偽の内容に変更された場合は、このような課徴金減免制度の趣旨に反することから、後の報告により変更された内容のものを、独占禁止法第7条の2第17項第1号の「報告」とするべきである。

b 訂正後の報告書の内容が虚偽であるかについて

被審人文化は、当初報告書においては、自ら前記(㉒)及び(㉓)の認定と一致する不利益な事実を申告していたにもかかわらず、その後これと相反する内容の報告書を提出して自社の責任を否認するに至ったものであり、その提出に当たり、十分な調査を行った形跡も見当たらないことも踏まえると、前記訂正後の報告書は、自社の責任を回避するため、虚偽の事実を報告したものと認められる。

c 手続保障について

本件において、公正取引委員会は、被審人文化に対し、事前通知、事前説明を経て、被審人文化から書面による意見申述を受けて、第98号課徴金納付命令を行ったものであり、これ以上に、被審人文化の意見に対し、回答し、虚偽報告が問題となっていることを告知するなどの手続をとる義務があるとは解されない。また、課徴金減免の不適用は、虚偽の事実の報告に対してされたものであり、意見表明に対してされたものではない。

d 小括

被審人文化は、不当な取引制限の摘発や事案の真相究明、違法状態の解消及び違反行為の防止という課徴金減免制度の目的に反して、当初の報告後に虚偽の内容が含まれる報告をしたものであるところ、被審人文化自身が、当初の報告を後の報告で補足又は訂正することを明確にしていることからすると、後の報告により訂正されたものが独占禁止法第7条の2第17項第1号所定の「報告」に当たることから、同号の規定により、課徴金減免規定は適用されない。

(4) 法令の適用

独占禁止法第66条第2項及び第3項

2 (株)山陽マルナカに対する排除措置命令及び課徴金納付命令に係る審決（食品、日用雑貨品、衣料品等の小売業者による優越的地位の濫用）

事件番号	審判手続開始日	審判開催回数	審決年月日	課徴金（円）
平成23年（判）第82号及び第83号	23.10.19	14	3.1.27	0

(1) 被審人

名 称	所 在 地
榊山陽マルナカ	岡山市南区平福一丁目305番地の2

(2) 事件の経過

本件は、平成23年6月22日、公正取引委員会が、榊山陽マルナカ（以下(2)及び(3)において「被審人」という。）に対して行った独占禁止法第20条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第20条の6の規定に基づく課徴金納付命令について、被審人から審判請求がなされ、公正取引委員会が、平成31年2月20日、前記排除措置命令を変更するとともに前記課徴金納付命令の一部を取り消し、その余の審判請求をいずれも棄却する旨の審決（第1次審決）を行ったところ、被審人が、同年3月22日、審決取消訴訟を東京高等裁判所に提起し、令和2年12月11日、同裁判所において第1次審決のうち審判請求を排斥した部分（排除措置命令の変更部分及び審判請求棄却部分）を取り消す旨の判決がなされ、同年12月25日の経過をもって同判決が確定したことから、改めて審決を行ったものである。

公正取引委員会は、前記判決の趣旨に従い、令和3年1月27日、被審人に対し、改めて前記排除措置命令及び前記課徴金納付命令の全部を取り消す旨の審決を行った。

(3) 判断の概要等

ア 原処分の原因となる事実

被審人は、遅くとも平成19年1月から平成22年5月18日までの間、自己の取引上の地位が「特定納入業者」（注1）に優越していることを利用して、特定納入業者に対し、正常な商慣習に照らして不当に、①新規開店、全面改装、棚替え等に際し、特定納入業者の従業員等を派遣させ、②新規開店又は自社が主催する催事等の実施に際し、金銭を提供させ、③食品課商品（注2）のうち、被審人が独自に定めた販売期限を経過したものを返品し、④食品課商品のうち季節商品の販売時期の終了等に伴う商品の入替えを理由として割引販売を行うこととしたもの及び食品課商品又は日配品課商品（注3）のうち全面改装に伴う在庫整理を理由として割引販売を行うこととしたものについて、取引の対価の額を減じ、⑤クリスマスケーキ等のクリスマス関連商品を購入させていたものであって、以上の行為（以下「本件各行為」という。）は独占禁止法第2条第9項第5号（平成21年独占禁止法改正法の施行日である平成22年1月1日前においては平成21年公正取引委員会告示第18号による改正前の不公正な取引方法〔昭和57年公正取引委員会告示第15号〕〔以下「旧一般指定」という。〕第14項）に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反するものである（以下、原処分で認定された違反行為を「本件違反行為」という。）。独占禁止法第20条の6の規定により、本件違反行為期間は平成19年5月19日から平成22年5月18日までの3年間であり、本件違反行為のうち平成21年独占禁止法改正法の施行日である平成22年1月1日以後に係るものについて、被審人の特定納入業者165社それぞれとの間における購入額（合計額は222億1605万4358円）を前提に算出された課徴金の額は2億2216万円（注4）である。

(注1)「特定納入業者」とは、納入業者（被審人が自ら販売する商品を、被審人に直接販売して納入する事業者のうち、被審人と継続的な取引関係にある者をいう。以下同じ。）のうち取引上の地位が被審人に対して劣っている者をいう。

(注2)「食品課商品」とは、被審人の食品課が取り扱っている調味料等の商品をいう。

(注3)「日配品課商品」とは、被審人の日配品課が取り扱っている牛乳等の商品をいう。

(注4) 第1次審決により、1億7839万円を超えて納付を命じた部分は取り消されている。

イ 主要な争点及びそれに対する判断

⑦ 本件排除措置命令書における理由の記載の不備に関する判断

- a 独占禁止法第49条第1項が、排除措置命令書に「公正取引委員会の認定した事実及びこれに対する法令の適用」を示さなければならないとしているのは、排除措置命令が、その名宛人に対して当該命令の主文に従った排除措置の履行義務を課すなど名宛人の事業活動の自由等を制限するものであることに鑑み、公正取引委員会の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、排除措置命令の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与えるためのものと解される。このような排除措置命令の性質及び排除措置命令書に前記の記載が必要とされる趣旨に鑑みれば、排除措置命令書に記載すべき理由の内容及び程度は、特段の理由がない限り、いかなる事実関係に基づき排除措置が命じられたのかを、名宛人においてその記載自体から了知し得るものでなければならない（最高裁判所昭和49年4月25日第一小法廷判決・民集28巻3号405頁，同昭和60年1月22日第三小法廷判決・民集39巻1号1頁等参照）。
- b これを本件についてみると、本件排除措置命令書には、排除措置命令の理由として、特定納入業者に該当するかの考慮要素及び被審人が特定納入業者に対して具体的にいかなる態様の行為をどの程度行ったのかという、命令の原因となる事実と、被審人が自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、①継続して取引する相手方に対して、当該取引に係る商品以外の商品を購入させ、②継続して取引する相手方に対して、自己のために金銭又は役務を提供させ、③取引の相手方から取引に係る商品を受領した後、当該商品を当該取引の相手方に引き取らせ、又は取引の相手方に対して取引の額を減じていたものであって、この行為が独占禁止法第2条第9項第5号（改正法の施行前においては旧一般指定第14項）に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反するなどという、命令の根拠法条は示されているが、前記の行為の相手方である納入業者については、「特定納入業者」と定義されているにとどまり、これらの商号が明示されていないなど、その記載上特定されているということとはできない。そうすると、本件排除措置命令書の記載自体によって、その名宛人である被審人において、いずれの相手方に対する自己の行為が独占禁止法第2条第9項第5号又は旧一般指定第14項に該当する優越的地位の濫用との評価を受けたかを具体的に知ることはできず、いずれの相手方に対する行為を違反行為として甘受し、又は争うべきかを、的確に判断することが困難であって、被審人の不服申立ての便宜には適わないものといえる。このことからすれば、本件排除措置命令書における理由の記載には不備があったものというべきである。

- c この点、本件各命令書（注5）が被審人に送達された際に、審査官が特定納入業者として主張する165社（ただし、自然人を含む。以下「本件165社」という。）の商号等の記載のある「課徴金算定対象事業者一覧表」と題する書面（以下「本件一覧表」という。）が同封されていた。

しかしながら、本件各命令書の謄本の状況及び「送付資料一覧」と題する書面の記載に照らすと、本件一覧表は、本件各命令の一部を構成するものではなく、本件課徴金納付命令の「参考資料」と位置付けられている。このような本件各命令書の形式及び本件一覧表の位置付けに照らすと、名宛人である被審人や第三者からすれば、本件一覧表が「参考資料」として同封された趣旨が明らかでないほか、本件一覧表は本件各命令の発付に際して、公正取引委員会の委員長及び委員の合議（独占禁止法第69条）の結果を踏まえて作成されたものの、この点も外観上明らかでなく、本件一覧表が本件各命令書と一体のものであると評価することはできない。

また、そこに掲げられている事業者が特定納入業者であることが明記されていないことに照らすと、本件一覧表と本件排除措置命令とが関連しているかは明らかではなく、本件一覧表に記載された事業者が特定納入業者であると評価することもできない。

以上によれば、本件排除措置命令書の記載を本件一覧表で補充することはできず、その記載から、被審人の行為の相手方である特定納入業者が了知し得るものということとはできない。これらによると、本件一覧表が送付されたことをもって、本件排除措置命令書における理由の記載に不備があったとの判断は左右されない。

（注5）「本件各命令書」とは、本件排除措置命令書及び本件課徴金納付命令書をいう。

- d さらに、独占禁止法第49条第1項が同条第5項に基づく事前の経手を経た上でもなお排除措置命令書に理由の記載を要求していることに鑑みると、本件において事前手続が行われたことをもって、本件排除措置命令書における理由の記載の不備による瑕疵が治癒されると解することはできない。また、本件の事前手続においても、本件各命令書の案が送達された際、本件165社の商号等の記載のある「課徴金算定対象事業者一覧表」と題する書面（以下「本件事前通知一覧表」という。）が同封されていたが、この書類は、本件各命令書の送達時に同封されていた本件一覧表と同様、本件各命令書の案の一部を構成するものではなく、課徴金納付命令書の案の「参考資料」という位置付けであって、その記載内容に照らしても本件排除措置命令書の案との関連性は明らかではないのであり、前記cに説示するところと同様に、かかる書類が送付されていたことをもって、本件排除措置命令書における理由の記載に不備があったという判断は左右されない。
- e 以上のことからすれば、本件排除措置命令書における理由の記載は、独占禁止法第49条第1項に違反するものであるから、本件排除措置命令は、全部取り消されるべきである。
- f なお、独占禁止法第49条第1項は、排除措置命令書には、主文として「違反行為を排除し、又は違反行為が排除されたことを確保するために必要な措置」を示

さなければならないと規定しているところ、その内容が余りにも抽象的であるため、これを受けた名宛人が当該命令を履行するために何をすべきかが具体的に分からないようなもの、その他その履行が不能あるいは著しく困難なものは違法となると解される。これについて、本件排除措置命令書は、主文において、被審人に対し、遅くとも平成19年1月以降特定納入業者に対して行っていた本件各行為を取りやめている旨を確認すること（主文1項(1)）及び今後本件各行為と同様の行為を行わない旨（同項(2)）を、取締役会において決議しなければならないことなどを命じるものとなっているが、少なくとも主文1項(1)については、本件各行為の相手方となっている特定納入業者が本件排除措置命令書の記載からは明らかでなく、被審人において、何を決議すべきかが判然とせず、特定を欠くものであったというべきである。したがって、この点においても、本件排除措置命令は、独占禁止法第49条第1項に違反するものであるといわざるを得ない。

(イ) 本件課徴金納付命令書における理由の記載の不備に関する判断

a 独占禁止法第50条第1項が、課徴金納付命令書に、「納付すべき課徴金の額及びその計算の基礎、課徴金に係る違反行為」を記載しなければならないとしているのは、課徴金納付命令が、その名宛人に対して当該命令に従った課徴金の納付義務という不利益を課すものであることに鑑み、公正取引委員会の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、課徴金納付命令の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与えるためのものと解される。このような課徴金納付命令の性質及び課徴金納付命令書に前記の記載が必要とされる趣旨に鑑みれば、課徴金納付命令書に記載すべき事項である納付すべき課徴金の額及びその計算の基礎、課徴金に係る違反行為は、特段の理由がない限り、名宛人においてその記載自体から了知し得るものでなければならない。

b これを本件についてみると、本件課徴金納付命令書には、本件排除措置命令書（写し）を引用する形式で、「課徴金に係る違反行為」として、本件違反行為が独占禁止法第19条の規定に違反するものであるとともに、同法第20条の6にいう「継続してするもの」である旨が記載されているが、引用する本件排除措置命令書の理由の記載は、誰が特定納入業者に当たるかが明確ではなく、その記載に不備があったことは、前記(イ)で説示したとおりであるから、これを引用する本件課徴金納付命令書の記載も同様というべきである。

また、優越的地位の濫用に係る課徴金の算定方法については、独占禁止法第20条の6において、「当該行為をした日から当該行為がなくなる日までの期間…における、当該行為の相手方との間における政令で定める方法により算定した売上額（…当該行為の相手方が複数ある場合は当該行為のそれぞれの相手方との間における政令で定める方法により算定した売上額又は購入額の合計額とする。）に百分の一を乗じて得た額」とする旨規定しているところ、本件課徴金納付命令書には、「課徴金の計算の基礎」として、本件違反行為の違反行為期間（同命令書4(1)）、改正法の施行日以後の本件違反行為の相手方の数が165社であり、いずれも被審人に商品を提供する者である旨（同4(2)）、改正法の施行日以後にこれらの納入業者から購入した商品について独占禁止法施行令第30条第2項の規定

に基づき算定した当該購入額の合計額（同4(3)），被審人が国庫に納付しなければならない課徴金の額及びその算出過程（同4(4)）は記載されているが，前記の行為の相手方であるこれらの納入業者の商号や当該納入業者ごとの購入額については，具体的には示されていない。

そうすると，本件課徴金納付命令書の記載のみからは，被審人において，いずれの相手方に対する自己の行為が「課徴金に係る違反行為」に当たるとの評価を受けたかを具体的に知ることができないばかりか，いずれの相手方からの購入額が納付すべき課徴金額の計算の基礎となったかを具体的に知ることができず，いずれの相手方からの購入額を課徴金の計算の基礎とすることを甘受し，又は争うべきかを，的確に判断することが困難であって，被審人の不服申立ての便宜には適わないものといえる。このことからすれば，本件課徴金納付命令書における理由の記載には不備があったものというべきである。

- c この点，被審人に対して本件各命令書が送達された際に本件165社の商号等の記載のある本件一覧表が同封されていたが，本件一覧表は，その形式上，本件各命令の一部を構成するものではなく，本件課徴金納付命令の「参考資料」という位置付けにとどまり，本件一覧表を本件課徴金納付命令書と法的に一体のものと評価することはできないことは，前記⑦ cで説示したとおりであるから，これをもって本件課徴金納付命令書における理由の記載に不備があったとの判断は左右されない。

また，前記⑦ dに説示するところと同様，独占禁止法第50条第1項が，事前の手續（同条第6項，同法第49条第5項）を経た上でもなお課徴金納付命令書に納付すべき課徴金の額及びその計算の基礎並びに課徴金に係る違反行為の記載を要求していることに鑑みると，本件において事前手續が行われたことをもって，本件課徴金納付命令書における独占禁止法第50条第1項所定の記載の瑕疵が治癒されると解することはできないし，本件の事前手續において本件各命令書の案が送達された際に本件165社の商号等の記載のある本件事前通知一覧表が同封されていたとしても，この書類は，本件一覧表と同様，本件各命令書の案の一部を構成するものではなく，本件課徴金納付命令書の案の「参考資料」という位置付けにすぎないのであるから，これをもって本件課徴金納付命令書における理由の記載に不備があったとの判断は左右されない。

- d 以上のことからすれば，本件課徴金納付命令書における理由の記載は，独占禁止法第50条第1項に違反するものであるから，本件課徴金納付命令は，全部取り消されるべきである。

(4) 法令の適用

独占禁止法第66条第3項

- 3 レンゴー(株)ほか36名に対する排除措置命令及び課徴金納付命令に係る審決（東日本地区に交渉担当部署を有する需要者向け段ボールシート又は段ボールケースの製造業者による価格カルテル）

事件番号	審判手続開始日	審判開催回数	審決年月日	課徴金（円）
平成26年（判）第3号及び第35号	26. 11. 7	15	3. 2. 8	6億1056万
平成26年（判）第4号及び第36号	26. 11. 7	15	3. 2. 8	5億2062万
平成26年（判）第5号及び第37号	26. 11. 7	15	3. 2. 8	4億8642万
平成26年（判）第6号及び第38号	26. 11. 7	15	3. 2. 8	2億4181万
平成26年（判）第7号及び第39号	26. 11. 7	15	3. 2. 8	9328万
平成26年（判）第8号及び第40号	26. 11. 7	15	3. 2. 8	9014万
平成26年（判）第9号及び第41号	26. 11. 7	15	3. 2. 8	5544万
平成26年（判）第10号及び第42号	26. 11. 7	15	3. 2. 8	4529万
平成26年（判）第11号及び第43号	26. 11. 7	15	3. 2. 8	4123万
平成26年（判）第12号及び第44号	26. 11. 7	15	3. 2. 8	3954万
平成26年（判）第13号及び第45号	26. 11. 7	15	3. 2. 8	3079万
平成26年（判）第14号及び第46号	26. 11. 7	15	3. 2. 8	2623万
平成26年（判）第15号及び第47号	26. 11. 7	15	3. 2. 8	2448万
平成26年（判）第16号及び第48号	26. 11. 7	15	3. 2. 8	1848万
平成26年（判）第17号及び第49号	26. 11. 7	15	3. 2. 8	1766万
平成26年（判）第18号及び第50号	26. 11. 7	15	3. 2. 8	1299万
平成26年（判）第19号及び第51号	26. 11. 7	15	3. 2. 8	1241万
平成26年（判）第20号及び第52号	26. 11. 7	15	3. 2. 8	1143万
平成26年（判）第21号及び第53号	26. 11. 7	15	3. 2. 8	1050万
平成26年（判）第22号及び第54号	26. 11. 7	15	3. 2. 8	928万
平成26年（判）第23号及び第55号	26. 11. 7	15	3. 2. 8	865万
平成26年（判）第24号及び第56号	26. 11. 7	15	3. 2. 8	404万
平成26年（判）第25号及び第57号	26. 11. 7	15	3. 2. 8	396万
平成26年（判）第26号及び第58号	26. 11. 7	15	3. 2. 8	361万
平成26年（判）第27号及び第59号	26. 11. 7	15	3. 2. 8	353万
平成26年（判）第28号及び第60号	26. 11. 7	15	3. 2. 8	346万
平成26年（判）第29号及び第61号	26. 11. 7	15	3. 2. 8	340万
平成26年（判）第30号及び第62号	26. 11. 7	15	3. 2. 8	298万
平成26年（判）第31号及び第63号	26. 11. 7	15	3. 2. 8	228万
平成26年（判）第32号及び第64号	26. 11. 7	15	3. 2. 8	189万
平成26年（判）第33号	26. 11. 7	15	3. 2. 8	—
平成26年（判）第34号	26. 11. 7	15	3. 2. 8	—
平成26年（判）第65号及び第102号	26. 11. 7	15	3. 2. 8	22億3485万
平成26年（判）第66号及び第103号	26. 11. 7	15	3. 2. 8	12億8673万
平成26年（判）第67号及び第104号	26. 11. 7	15	3. 2. 8	7億6600万
平成26年（判）第68号及び第105号	26. 11. 7	15	3. 2. 8	6億3056万
平成26年（判）第69号及び第106号	26. 11. 7	15	3. 2. 8	4億 799万
平成26年（判）第70号及び第107号	26. 11. 7	15	3. 2. 8	2億 976万
平成26年（判）第71号及び第108号	26. 11. 7	15	3. 2. 8	7257万
平成26年（判）第72号及び第109号	26. 11. 7	15	3. 2. 8	6586万
平成26年（判）第73号及び第110号	26. 11. 7	15	3. 2. 8	5415万
平成26年（判）第74号及び第111号	26. 11. 7	15	3. 2. 8	4555万
平成26年（判）第75号及び第112号	26. 11. 7	15	3. 2. 8	4394万
平成26年（判）第76号及び第113号	26. 11. 7	15	3. 2. 8	4265万
平成26年（判）第77号及び第114号	26. 11. 7	15	3. 2. 8	4233万
平成26年（判）第78号及び第115号	26. 11. 7	15	3. 2. 8	4188万
平成26年（判）第79号及び第116号	26. 11. 7	15	3. 2. 8	4127万
平成26年（判）第80号及び第117号	26. 11. 7	15	3. 2. 8	4093万
平成26年（判）第81号及び第118号	26. 11. 7	15	3. 2. 8	3124万
平成26年（判）第82号及び第119号	26. 11. 7	15	3. 2. 8	3109万
平成26年（判）第83号及び第120号	26. 11. 7	15	3. 2. 8	3096万

第2部 各 論

事件番号	審判手続開始日	審判開催回数	審決年月日	課徴金（円）
平成26年（判）第84号及び第121号	26. 11. 7	15	3. 2. 8	3059万
平成26年（判）第85号及び第122号	26. 11. 7	15	3. 2. 8	2904万
平成26年（判）第86号及び第123号	26. 11. 7	15	3. 2. 8	2785万
平成26年（判）第87号及び第124号	26. 11. 7	15	3. 2. 8	2640万
平成26年（判）第88号及び第125号	26. 11. 7	15	3. 2. 8	2424万
平成26年（判）第89号及び第126号	26. 11. 7	15	3. 2. 8	2301万
平成26年（判）第90号及び第127号	26. 11. 7	15	3. 2. 8	2129万
平成26年（判）第91号及び第128号	26. 11. 7	15	3. 2. 8	2032万
平成26年（判）第92号及び第129号	26. 11. 7	15	3. 2. 8	1990万
平成26年（判）第93号及び第130号	26. 11. 7	15	3. 2. 8	1590万
平成26年（判）第94号及び第131号	26. 11. 7	15	3. 2. 8	1479万
平成26年（判）第95号及び第132号	26. 11. 7	15	3. 2. 8	1421万
平成26年（判）第96号及び第133号	26. 11. 7	15	3. 2. 8	1276万
平成26年（判）第97号及び第134号	26. 11. 7	15	3. 2. 8	957万
平成26年（判）第98号及び第135号	26. 11. 7	15	3. 2. 8	713万
平成26年（判）第99号及び第136号	26. 11. 7	15	3. 2. 8	644万
平成26年（判）第100号及び第137号	26. 11. 7	15	3. 2. 8	580万
平成26年（判）第101号及び第138号	26. 11. 7	15	3. 2. 8	465万

(1) 被審人

事件番号	名 称	所 在 地	段ボールシート	段ボールケース
平成26年（判）第3号，第35号，第65号及び第102号	レンゴー(株)	大阪市福島区大開四丁目1番186号	○	○
平成26年（判）第4号，第36号，第68号及び第105号	セッツカートン(株)	兵庫県伊丹市東有岡五丁目33番地	○	○
平成26年（判）第5号，第37号，第66号及び第103号	王子コンテナ(株)	東京都中央区銀座五丁目12番8号	○	○
平成26年（判）第6号，第38号，第67号及び第104号	(株)トーモク	東京都千代田区丸の内二丁目2番2号	○	○
平成26年（判）第7号，第39号，第77号及び第114号	常陸森紙業(株)	京都市南区西九条南田町61番地	○	○
平成26年（判）第8号，第40号，第69号及び第106号	大和紙器(株)	大阪府茨木市西河原北町1番5号	○	○
平成26年（判）第9号，第41号，第71号及び第108号	長野森紙業(株)	京都市南区西九条南田町61番地	○	○
平成26年（判）第10号，第42号，第70号及び第107号	森紙業(株)	京都市南区西九条南田町61番地	○	○
平成26年（判）第11号，第43号，第88号及び第125号	群馬森紙業(株)	京都市南区西九条南田町61番地	○	○
平成26年（判）第12号，第44号，第87号及び第124号	ムサシ王子コンテナ(株)	埼玉県入間市大字狭山ヶ原11番地7	○	○
平成26年（判）第13号，第45号，第80号及び第117号	新潟森紙業(株)	京都市南区西九条南田町61番地	○	○
平成26年（判）第14号，第46号，第90号及び第127号	仙台森紙業(株)	京都市南区西九条南田町61番地	○	○
平成26年（判）第15号，第47号，第82号及び第119号	静岡森紙業(株)	京都市南区西九条南田町61番地	○	○
平成26年（判）第16号，第48号，第72号及び第109号	北海道森紙業(株)	京都市南区西九条南田町61番地	○	○

事件番号	名 称	所 在 地	段ボール シート	段ボール ケース
平成26年（判）第17号，第49号，第84号及び第121号	東京コンテナ工業(株)	東京都千代田区神田小川町一丁目3番1号	○	○
平成26年（判）第18号，第50号，第76号及び第113号	マタイ紙工(株)	東京都台東区元浅草二丁目6番7号	○	○
平成26年（判）第19号，第51号，第98号及び第135号	関東パック(株)	栃木県下野市下古山144番地の2	○	○
平成26年（判）第20号，第52号，第75号及び第112号	アサヒ紙工(株)	埼玉県鴻巣市箕田4070番地	○	○
平成26年（判）第21号，第53号，第94号及び第131号	福野段ボール工業(株)	埼玉県草加市栄町一丁目1番6号	○	○
平成26年（判）第22号，第54号，第78号及び第115号	大一コンテナ(株)	静岡県島田市中河1001番地	○	○
平成26年（判）第23号，第55号，第96号及び第133号	イハラ紙器(株)	静岡市清水区長崎310番地	○	○
平成26年（判）第24号，第56号，第74号及び第111号	コバン(株)	東京都中央区京橋一丁目4番13号	○	○
平成26年（判）第25号，第57号，第73号及び第110号	大日本パックス(株)	埼玉県狭山市柏原330番地	○	○
平成26年（判）第26号，第58号，第89号及び第126号	サクラパックス(株)	富山市高木3000番地	○	○
平成26年（判）第27号，第59号，第81号及び第118号	森井紙器工業(株)	新潟県燕市吉田下中野1551番地2	○	○
平成26年（判）第28号，第60号，第83号及び第120号	(株)甲府大一実業	山梨県中央市布施358番地	○	○
平成26年（判）第29号，第61号，第91号及び第128号	(株)トーシンパッケージ	埼玉県加須市北大桑516番1	○	○
平成26年（判）第30号，第62号，第99号及び第136号	遠州紙工業(株)	浜松市南区倉松町2600番地	○	○
平成26年（判）第31号，第63号，第93号及び第130号	(株)内藤	山梨県韮崎市円野町上円井3025番地	○	○
平成26年（判）第32号，第64号，第92号及び第129号	大万紙業(株)	静岡市駿河区聖一色658番地の1	○	○
平成26年（判）第33号，第86号及び第123号	吉沢工業(株)	新潟県三島郡出雲崎町大字小木318番地8	○	○
平成26年（判）第34号，第97号及び第134号	福原紙器(株)	静岡市葵区新聞1089番地の733	○	○
平成26年（判）第79号及び第116号	旭段ボール(株)	東京都中央区日本橋浜町二丁目13番6号MUTOH浜町ビル4階	—	○
平成26年（判）第85号及び第122号	浅野段ボール(株)	愛知県みよし市福谷町蟹畑1番地	—	○
平成26年（判）第95号及び第132号	鎌田段ボール工業(株)	岩手県奥州市水沢字多賀6番地の5	—	○
平成26年（判）第100号及び第137号	興亜紙業(株)	東京都北区赤羽北一丁目16番3号	—	○
平成26年（判）第101号及び第138号	(有)市川紙器製作所	甲府市青葉町11番14号	—	○

(2) 事件の経過

本件は，平成26年6月19日，公正取引委員会が，前記(1)の被審人37社（以下(2)及び(3)において「被審人ら」という。）に対し，独占禁止法第7条第2項の規定に基づき排除

措置命令を、同法第7条の2第1項の規定に基づき課徴金納付命令を行ったところ、被審人らは両命令に対して審判請求を行ったため、被審人らに対し、同法第52条第3項の規定に基づき審判手続を開始し、審判官をして審判手続を行わせたものである。

公正取引委員会は、担当審判官から提出された事件記録、被審人ら（被審人㈱内藤、(有)市川紙器製作所及び大日本パックス㈱を除く。）から提出された各異議の申立書及び同被審人らから聴取した陳述に基づいて、同審判官から提出された審決案を調査の上、被審人らに対して審決案と同じ内容（被審人王子コンテナ㈱〔以下「被審人王子コンテナー」という。〕、被審人福野段ボール工業㈱〔以下「被審人福野段ボール工業」という。〕、被審人北海道森紙業㈱及び被審人浅野段ボール㈱〔以下「被審人浅野段ボール」という。〕に対する課徴金納付命令の一部を取り消し、その余の請求をいずれも棄却する旨）の審決を行った。

(3) 判断の概要等

ア 原処分の原因となる事実

⑦ 段ボールシートカルテル事件

被審人32社（注1）は、他の段ボールシート製造業者25社と共同して、特定段ボールシート（注2）の販売価格を引き上げる旨合意する（以下、この合意を「本件シート合意」という。）ことにより、公共の利益に反して、特定段ボールシートの販売分野における競争を実質的に制限していた。

被審人32社の本件違反行為の実行期間は、独占禁止法第7条の2第1項の規定により、下表の各被審人に係る「実行期間」欄記載のとおりであり、独占禁止法第7条の2の規定により算出された課徴金の額は、同表の各被審人に係る「課徴金」欄記載のとおりである。

（注1）前記(1)掲記の表の「段ボールシート」欄に○のある32社

（注2）購入価格等の取引条件の交渉担当部署が東日本地区に所在する需要者に販売される外装用段ボール（日本工業規格「Z 1516：2003」）である段ボールシートのうち、当該需要者の東日本地区（北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県及び静岡県。以下同じ。）に所在する交渉担当部署との間で取り決めた取引条件に基づき当該需要者に販売されるもの

被審人	実行期間の 始期	実行期間	中小企業の 軽減算定率の 適用	課徴金 の算定 率 (%)	課徴金（円）
レンゴー㈱	平成23年 10月25日	平成23年10月25日～ 平成24年6月4日		10	6億1056万
セッツカートン㈱	平成23年 10月17日	平成23年10月17日～ 平成24年6月4日		10	5億2062万

被審人	実行期間の 始期	実行期間	中小企業の 軽減算定率の 適用	課徴金 の算定 率 (%)	課徴金（円）
王子コンテナ㈱	平成23年 11月21日	平成23年11月21日～ 平成24年6月4日		10	4億9597万
静岡王子コンテナ㈱ （平成24年10月1日、王子 コンテナ㈱に吸収合併 された。）	平成23年 11月21日	平成23年11月21日～ 平成24年6月4日	常時使用する 従業員の数が 300人以下	4	
㈱トーモク	平成23年 12月1日	平成23年12月1日～ 平成24年6月4日		10	2億4181万
常陸森紙業㈱	平成23年 11月21日	平成23年11月21日～ 平成24年6月4日	資本金の額が 3億円以下	4	9328万
大和紙器㈱	平成23年 11月1日	平成23年11月1日～ 平成24年6月4日		10	9014万
長野森紙業㈱	平成23年 11月21日	平成23年11月21日～ 平成24年6月4日	資本金の額が 3億円以下	4	5544万
森紙業㈱	平成23年 12月21日	平成23年12月21日～ 平成24年6月4日		10	4529万
群馬森紙業㈱	平成23年 11月21日	平成23年11月21日～ 平成24年6月4日	資本金の額が 3億円以下	4	4123万
ムサシ王子コンテナ㈱	平成23年 11月21日	平成23年11月21日～ 平成24年6月4日	常時使用する 従業員の数が 300人以下	4	3954万
新潟森紙業㈱	平成23年 12月1日	平成23年12月1日～ 平成24年6月4日	資本金の額が 3億円以下	4	3079万
仙台森紙業㈱	平成23年 11月21日	平成23年11月21日～ 平成24年6月4日	資本金の額が 3億円以下	4	2623万
静岡森紙業㈱	平成24年 1月1日	平成24年1月1日～ 同年6月4日	資本金の額が 3億円以下	4	2448万
北海道森紙業㈱	平成23年 12月1日	平成23年12月1日～ 平成24年6月4日	資本金の額が 3億円以下	4	1848万
東京コンテナ工業㈱	平成24年 1月1日	平成24年1月1日～ 同年6月4日	資本金の額が 3億円以下	4	1766万
マタイ紙工㈱	平成23年 12月1日	平成23年12月1日～ 平成24年6月4日	常時使用する 従業員の数が 300人以下	4	1299万
関東パック㈱	平成23年 11月21日	平成23年11月21日～ 平成24年6月4日	資本金の額が 3億円以下	4	1241万

被審人	実行期間の 始期	実行期間	中小企業の 軽減算定率の 適用	課徴金 の算定 率 (%)	課徴金（円）
アサヒ紙工(株)	平成23年 11月21日	平成23年11月21日～ 平成24年6月4日	資本金の額が 3億円以下	4	1143万
福野段ボール工業(株)	平成24年 1月21日	平成24年1月21日～ 同年6月4日	資本金の額が 3億円以下	4	1078万
大一コンテナ(株)	平成23年 11月21日	平成23年11月21日～ 平成24年6月4日	資本金の額が 3億円以下	4	928万
イハラ紙器(株)	平成23年 11月21日	平成23年11月21日～ 平成24年6月4日	資本金の額が 3億円以下	4	865万
コバシ(株)	平成23年 12月1日	平成23年12月1日～ 平成24年6月4日	資本金の額が 3億円以下	4	404万
大日本パックス(株)	平成24年 2月1日	平成24年2月1日～ 同年6月4日	資本金の額が 3億円以下	4	396万
サクラパックス(株)	平成23年 12月1日	平成23年12月1日～ 平成24年6月4日	資本金の額が 3億円以下	4	361万
森井紙器工業(株)	平成24年 1月4日	平成24年1月4日～ 同年6月4日	資本金の額が 3億円以下	4	353万
(株)甲府大一実業	平成23年 12月1日	平成23年12月1日～ 平成24年6月4日	資本金の額が 3億円以下	4	346万
(株)トーシンパッケージ	平成23年 12月1日	平成23年12月1日～ 平成24年6月4日	資本金の額が 3億円以下	4	340万
遠州紙工業(株)	平成24年 4月1日	平成24年4月1日～ 同年6月4日	資本金の額が 3億円以下	4	298万
(株)内藤	平成23年 11月21日	平成23年11月21日～ 平成24年6月4日	資本金の額が 3億円以下	4	228万
大万紙業(株)	平成24年 1月1日	平成24年1月1日～ 同年6月4日	資本金の額が 3億円以下	4	189万

(イ) 段ボールケースカルテル事件

被審人37社（注3）は、他の段ボールケース製造業者26社と共同して、特定段ボールケース（注4）の販売価格を引き上げる旨合意する（以下、この合意を「本件ケース合意」という。）ことにより、公共の利益に反して、特定段ボールケースの販売分野における競争を実質的に制限していた。

本件違反行為の実行期間は、独占禁止法第7条の2第1項の規定により、下表の各被審人に係る「実行期間」欄記載のとおりであり、独占禁止法第7条の2の規定により算出された課徴金の額は、同表の各被審人に係る「課徴金」欄記載のとおりである。

(注3) 前記(1)掲記の表の「段ボールケース」欄に○のある37社

(注4) 購入価格等の取引条件の交渉担当部署が東日本地区に所在する需要者に販売される外装用段ボール（日本工業規格「Z 1516：2003」）で作った段ボールケースのうち、当該需要者の東日本地区に所在する交渉担当部署との間で取り決めた取引条件に基づき当該需要者に販売されるもの

被審人	実行期間の 始期	実行期間	中小企業の 軽減算定率の 適用	課徴金 の算定 率 (%)	課徴金（円）
レンゴー(株)	平成23年 10月17日	平成23年10月17日～ 平成24年6月4日		10	22億3485万
セッツカートン(株)	平成23年 10月17日	平成23年10月17日～ 平成24年6月4日		10	6億3056万
王子コンテナ(株)	平成23年 11月21日	平成23年11月21日～ 平成24年6月4日		10	12億8727万
静岡王子コンテナ(株) (平成24年10月1日、王子 コンテナ(株)に吸収合併 された。)	平成23年 12月11日	平成23年12月11日～ 平成24年6月4日	常時使用する 従業員の数が 300人以下	4	
(株)トーモク	平成23年 12月1日	平成23年12月1日～ 平成24年6月4日		10	7億6600万
常陸森紙業(株)	平成23年 12月1日	平成23年12月1日～ 平成24年6月4日	資本金の額が 3億円以下	4	4233万
大和紙器(株)	平成23年 11月1日	平成23年11月1日～ 平成24年6月4日		10	4億 799万
長野森紙業(株)	平成23年 12月1日	平成23年12月1日～ 平成24年6月4日	資本金の額が 3億円以下	4	7257万
森紙業(株)	平成23年 12月1日	平成23年12月1日～ 平成24年6月4日		10	2億 976万
群馬森紙業(株)	平成23年 12月1日	平成23年12月1日～ 平成24年6月4日	資本金の額が 3億円以下	4	2424万
ムサシ王子コンテナ(株)	平成23年 12月1日	平成23年12月1日～ 平成24年6月4日	常時使用する 従業員の数が 300人以下	4	2640万
新潟森紙業(株)	平成23年 12月21日	平成23年12月21日～ 平成24年6月4日	資本金の額が 3億円以下	4	4093万
仙台森紙業(株)	平成23年 12月1日	平成23年12月1日～ 平成24年6月4日	資本金の額が 3億円以下	4	2129万
静岡森紙業(株)	平成24年 1月1日	平成24年1月1日～ 同年6月4日	資本金の額が 3億円以下	4	3109万

第2部 各 論

被審人	実行期間の 始期	実行期間	中小企業の 軽減算定率の 適用	課徴金 の算定 率 (%)	課徴金（円）
北海道森紙業(株)	平成23年 12月1日	平成23年12月1日～ 平成24年6月4日	資本金の額が 3億円以下	4	6640万
東京コンテナ工業(株)	平成24年 1月1日	平成24年1月1日～ 同年6月4日	資本金の額が 3億円以下	4	3059万
マタイ紙工(株)	平成23年 11月21日	平成23年11月21日～ 平成24年6月4日	常時使用する 従業員の数が 300人以下	4	4265万
関東パック(株)	平成23年 11月21日	平成23年11月21日～ 平成24年6月4日	資本金の額が 3億円以下	4	713万
アサヒ紙工(株)	平成23年 11月21日	平成23年11月21日～ 平成24年6月4日	資本金の額が 3億円以下	4	4394万
福野段ボール工業(株)	平成24年 2月10日	平成24年2月10日～ 同年6月4日	資本金の額が 3億円以下	4	1479万
大一コンテナ(株)	平成23年 11月21日	平成23年11月21日～ 平成24年6月4日	資本金の額が 3億円以下	4	4188万
イハラ紙器(株)	平成23年 12月1日	平成23年12月1日～ 平成24年6月4日	資本金の額が 3億円以下	4	1276万
コバシ(株)	平成23年 12月1日	平成23年12月1日～ 平成24年6月4日	資本金の額が3 億円以下	4	4555万
大日本パックス(株)	平成24年 1月1日	平成24年1月1日～ 同年6月4日	資本金の額が 3億円以下	4	5415万
サクラパックス(株)	平成23年 12月1日	平成23年12月1日～ 平成24年6月4日	資本金の額が 3億円以下	4	2301万
森井紙器工業(株)	平成24年 1月1日	平成24年1月1日～ 同年6月4日	資本金の額が 3億円以下	4	3124万
(株)甲府大一実業	平成23年 11月21日	平成23年11月21日～ 平成24年6月4日	資本金の額が 3億円以下	4	3096万
(株)トーシンパッケージ	平成23年 12月1日	平成23年12月1日～ 平成24年6月4日	資本金の額が 3億円以下	4	2032万
遠州紙工業(株)	平成24年 4月1日	平成24年4月1日～ 同年6月4日	資本金の額が 3億円以下	4	644万
(株)内藤	平成23年 12月1日	平成23年12月1日～ 平成24年6月4日	資本金の額が 3億円以下	4	1590万
大万紙業(株)	平成24年 1月1日	平成24年1月1日～ 同年6月4日	資本金の額が 3億円以下	4	1990万

被審人	実行期間の 始期	実行期間	中小企業の 軽減算定率の 適用	課徴金 の算定 率 (%)	課徴金（円）
吉沢工業(株)	平成24年 1月1日	平成24年1月1日～ 同年6月4日	資本金の額が 3億円以下	4	2785万
福原紙器(株)	平成24年 3月26日	平成24年3月26日～ 同年6月4日	資本金の額が 3億円以下	4	957万
旭段ボール(株)	平成23年 12月1日	平成23年12月1日～ 平成24年6月4日	資本金の額が 3億円以下	4	4127万
浅野段ボール(株)	平成24年 1月1日	平成24年1月1日～ 同年6月4日	資本金の額が 3億円以下	4	2990万
鎌田段ボール工業(株)	平成24年 1月1日	平成24年1月1日～ 同年6月4日	資本金の額が 3億円以下	4	1421万
興亜紙業(株)	平成24年 2月1日	平成24年2月1日～ 同年6月4日	資本金の額が 3億円以下	4	580万
(有)市川紙器製作所	平成23年 12月21日	平成23年12月21日～ 平成24年6月4日	資本金の額が 3億円以下	4	465万

イ 主要な争点及びそれに対する判断

(7) 本件シート合意及び本件ケース合意（以下、一括して「本件各合意」という。）による共同行為がされた事実があるか否か（行為要件の有無）（争点1）

複数の事業者が対価を引き上げる行為が、独占禁止法第3条の規定により禁止されている「不当な取引制限」（同法第2条第6項）にいう「共同して」に該当するというためには、当該行為について、相互の間に「意思の連絡」があったと認められることが必要であると解されるところ、ここにいう「意思の連絡」とは、複数の事業者の間で相互に同程度の対価の引上げを実施することを認識し、これと歩調をそろえる意思があることを意味し、一方の対価引上げを他方が単に認識して認容するのみでは足りないものの、事業者間相互で拘束し合うことを明示して合意することまでは必要でなく、相互に他の事業者の対価の引上げ行為を認識して、暗黙のうちに認容することで足りると解するのが相当である。

a 三木会（注5）の出席各社の間における意思の連絡の存在について

従前から東日本段ボール工業組合（以下「東段工」という。）の三木会及び支部の会合は、段ボールメーカーによる段ボール製品（注6）の販売価格の維持や引上げを行うための情報交換の場としても利用されていた。こうした慣行の下、平成23年8月下旬に段ボール製品の値上げを公表した被審人レンゴー(株)（以下「被審人レンゴー」という。）が同年9月22日に開催された三木会で、同社に続いて同程度の値上げ幅で段ボール製品の値上げを実施するよう働きかけた。その後、被審人王子コンテナなどが段ボール製品の値上げを決定していたところ、こうした状況下で10月17日に開催された三木会（以下「10月17日三木会」とい

う。)において、司会を務めていた三木会の会長から段ボール製品の値上げの方針を発表するよう促されるや、本部役員会社の各出席者は、それぞれ値上げを行う意向を表明するとともに、各支部の支部長等においても自社の値上げの方針のほか支部管内における値上げに向けた動きなどについて発表した。各社の値上げ方針は、被審人レンゴー及び被審人王子コンテナが公表した値上げ幅と同程度のもので、値上げの意向は示しつつ、具体的な値上げ幅については表明していなかった社も、従前から被審人レンゴーや被審人王子コンテナが公表した値上げ幅を指標に段ボール製品の値上げが行われてきた実態から、本件当時も、これらと同様の方針で段ボール製品の値上げを実施することになることは、出席各社の間で共通の認識となっていたものと認められる。そして、会長が、これらの発言を受け、「皆さん頑張って値上げに向けて取り組みましょう。」などと発言するとともに、幹事長も、当会合の終了時の挨拶の中で、「各社とも、しっかり頑張っていきましょう。」などと発言したのは、その内容や経過に照らし、前記会合の結果、各社とも今後協調して段ボール製品の値上げを実施することになったとの認識を示したものと認められる。

以上によれば、10月17日三木会において、出席各社の間で、段ボールシートの販売価格について、現行価格から1平方メートル当たり7円ないし8円以上、段ボールケースの販売価格について、現行価格から12パーセントないし13パーセント以上引き上げることが確認され、相互に歩調をそろえながらこうした値上げを行うとの意思が形成され、その旨の意思の連絡が成立したものと認めるのが相当である。

(注5) 被審人らが組合員となっている東段工の組織で、その規約上、同組合員の地位向上のため、全国段ボール工業組合連合会及び東段工理事会決議事項の伝達、組合員に共通する課題に関する情報又は資料の提供等を目的とする、理事会の下に置かれた組織

(注6) 段ボールシートと段ボールケースの両方又はいずれかを指す。

b 支部会等の出席各社の間における意思の連絡の存在について

東段工支部の会合は、従前から、段ボールメーカーによる段ボール製品の価格の維持や引上げを行うための情報交換の場として利用されていたところ、平成23年8月下旬に段ボール製品の値上げを公表した被審人レンゴーにおいて、各支部における支部会等で、これらの値上げの方針を発表して、他の事業者にも値上げの方針を表明するよう促すなどしていたのは、自社の公表した段ボール製品の値上げを成功させるため、他の事業者においても被審人レンゴーに続いて同程度の値上げ幅で共に値上げを実施するよう働きかけたものであり、他の事業者においても、従前の慣行から、被審人レンゴーのこうした意図を理解していた。その後、平成23年10月中旬以降開催された本件支部会等においては、出席各社のうち、大手の段ボールメーカーをはじめとする事業者においては、自社の段ボール製品について軒並み具体的な値上げ幅を発表するなどしながら値上げの意向を表明するなどしていたところ、その値上げ幅は、被審人レンゴー及び被審人王子コンテナが公表した値上げ幅と同程度のものであった。他方、本件支部会等に出席していた事業者のうち、地場の段ボールメーカー等の中には、具体的な値上げ幅については発表していなかった事業者や値上げの意向自体を明確には表明して

いなかった事業者が存在するものの、従前の慣行から、これら事業者も大手の段ボールメーカーに追随して値上げを行うことになることは出席者の間で共通の認識となっていたと認められる。

以上によれば、本件支部会等においても、出席各社の間で、段ボールシートの販売価格について、現行価格から1平方メートル当たり7円ないし8円以上、段ボールケースの販売価格について、現行価格から12パーセントないし13パーセント以上引き上げることが確認され、相互に歩調をそろえながらこうした値上げを行う意思が形成され、その旨の意思の連絡は存在したものと認めるのが相当である。

c 支部会等の出席各社による三木会の意思の連絡への参加について

10月17日三木会において、前記aのとおり、出席各社の間で、東段工管内全体で段ボール製品の値上げを実施していくことが確認され、各支部においても、前記bのとおり、10月17日三木会で確認されたところと同程度の値上げ幅で段ボール製品の値上げを実施することが確認された。その後開催された三木会においては、各支部の支部長等からそれぞれの管内で行われていた段ボール製品の値上げの実施状況について報告がされていたところ、実際にはこれらの値上げ活動が円滑に進んでいない状況を踏まえ、段ボールケースに先立ち値上げが実施されるべき段ボールシートについて、値上げ交渉が難航しているボックスメーカーなど東段工管内に所在するユーザーをリストアップして開催したシート部会において、各地域で行われている小部会の幹事等から当該ユーザーの交渉状況について報告を受けながらこれらの値上げ活動の対策について協議していたほか、支部所属の組合員のうち、値上げの実施が遅れている事業者に対しては、当該支部で値上げ活動を進めるよう働きかけを行うことが確認されるなど、三木会において各支部の管内における値上げ実施状況の把握と値上げ活動の促進が図られていた。

以上の事実関係によると、本件当時も、東段工管内の段ボールメーカーの間で協調して段ボール製品の値上げを実施するための情報交換の場として三木会及び各支部の会合が利用されたというべきところ、これらの協調行為は、段ボール製品の値上げについては、大手の段ボールメーカーであっても他の事業者と共に行わなければこれを実現するのが困難であるという認識の下、被審人レンゴーをはじめとして本部役員会社を構成する大手の段ボールメーカーが、管内の地場の段ボールメーカーとも各支部の会合を通じて協調しながら東段工管内全体で値上げを実施するため、その主導により、組織的に一連のものとして行われたものであり、これにより各支部管内で行われた段ボール製品の値上げには三木会で成立した合意による拘束が及んでいたものと認められる。

一方、本件支部会等のうち、5つの支部会等においては、それぞれ当該会合の冒頭で、支部長等から10月17日三木会において段ボール製品の値上げを実施することが確認された旨の報告をした上で、出席各社の間でもその旨の確認がされたのである。他方、その余の6つの支部会等については、支部長等を通じて10月17日三木会で段ボール製品の値上げを実施することが確認された旨の報告がされた事実を認めるに足る確たる証拠もない。しかしながら、いずれの事業者も、従

前から三木会、支部会等が、協調して段ボール製品の値上げを行うための情報交換の場として利用されていた慣行が存在していたことを理解していたことは容易に推認される。そして、本件当時行われた段ボール製品の値上げも、段ボール原紙の値上がりを理由とするものであって、これに伴い段ボール製品について足並みをそろえて値上げを行うことは、各地域において共通した課題であったのであり、これまでも段ボール原紙の値上がりを理由として一部の地域のみで値上げが実施されたことがなかったとみられることからすれば、前記各支部会等において10月17日三木会の報告がされていなかったとしても、これに出席した事業者においては、従前からの慣行により、当該支部会等で値上げの表明をしていた被審人レンゴーなどの大手の段ボールメーカーが東段工管内の他の支部においても段ボール製品の値上げを主導するなどして同様の情報交換がされていることを認識していたとみられる状況にあったといえることができる。この点、段ボール原紙の値上がりを理由としながら、一部の地域のみで段ボール製品の値上げを実施しようとしても、ユーザーから他の地域の動向について引き合いに出されれば値上げの実施に支障が生じ得ることは容易に想定できるところ、段ボール製品の供給について地域ごとの実情があるとしても、いずれも段ボール原紙から日本工業規格に基づき製造される段ボール製品について他の地域の価格動向の影響を受けないというべき事情もみられないことからすれば、大手の段ボールメーカーのみならず、地場の段ボールメーカーにおいても、他の地域の事業者とも足並みをそろえて値上げを実施すべき理由があったことは否定できない。

以上によれば、本件支部会等に出席した事業者においては、当該会合で10月17日三木会の報告がされていたか否かにかかわらず、当該支部を代表して三木会に出席していた支部長等又は三木会を構成する本部役員会社に所属する営業責任者等の促しにより、10月17日三木会で確認されたところと同程度の値上げ幅で段ボール製品の値上げを実施することを出席各社の間で確認したことをもって、これらの者を介して、10月17日三木会で成立した意思の連絡に参加したものと認めるのが相当である。この点、本件支部会等に出席した地場の段ボールメーカーの中に、三木会及び他の支部の会合においても同様の情報交換がされているとの具体的な認識を欠く者が含まれていたとしても、前記の協調行為について成立する意思の連絡の範囲がこれらの個別の事業者の認識により左右されるものではない。

(4) 本件各合意が一定の取引分野における競争を実質的に制限するものであったか否か（効果要件の有無）（争点2）

a 一定の取引分野の範囲について

独占禁止法第2条第6項にいう「一定の取引分野」とは、当該共同行為によって競争の実質的制限がもたらされる範囲をいうものであり、その成立する範囲は、当該共同行為が対象としている取引及びそれにより影響を受ける範囲を検討して定まるものと解するのが相当である。

本件各合意における情報交換の対象となった段ボール製品の値上げについて、その地理的な範囲に東段工の管轄地域である東日本地区が含まれることは明らか

であるところ、これらの値上げ交渉が需要者の交渉担当部署との間で行われることを踏まえ、需要者の交渉担当部署の所在地を基準として、その範囲を画定すると、交渉担当部署が東日本地区に所在する需要者に対し、当該交渉担当部署との間で取り決めた取引条件に基づき販売される段ボール製品は、少なくとも本件各合意の対象に含まれるものであったと認められる。また、これらの事情に照らすと、本件各合意により影響を受ける範囲も同様と解するのが相当である。

以上によれば、本件シート合意に係る一定の取引分野は、特定段ボールシートの販売分野であり、本件ケース合意に係る一定の取引分野は、特定段ボールケースの販売分野と認めるのが相当である。

b 競争の実質的制限の有無について

独占禁止法第2条第6項が定める「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」とは、当該取引に係る市場が有する競争機能を損なうことをいい、共同して商品の販売価格を引き上げる旨の合意がされた場合には、その当事者である事業者らがその意思で、ある程度自由に当該商品の販売価格を左右することができる状態をもたらすことをいうものと解する。そして、販売価格の引上げに係る合意により一定の取引分野における競争が実質的に制限されたか否かは、当該合意の当事者である事業者らのシェアの高さによってのみ判断するのではなく、前記の観点から、これらのシェアの高さに応じて、当該合意の当事者ではない他の事業者がどの程度競争的に振る舞い、価格引上げをけん制することができるか等の諸事情も考慮してこれを判断するのが相当である。

(a) 本件各合意に係る当事者のシェアについて

特定段ボールシートについては、本件シート合意成立時において、その合意の当事者となった段ボールシートカルテル事件三木会出席11社（被審人32社のうち10月17日三木会に出席していた11社をいう。以下同じ。）のシェアは、4割余りである。また、特定段ボールケースについても、本件ケース合意成立時において、その合意の当事者となった段ボールケースカルテル事件三木会出席12社（被審人37社のうち10月17日三木会に出席していた12社をいう。以下同じ）のシェアは、4割余りである。さらに、10月17日三木会出席12社のうち、4社（被審人レンゴー、被審人王子コンテナ、被審人森紙業(株)及び大王製紙パッケージ(株)）とグループ関係にある被審人15社は、本件各合意の成立に先立ち、既にそれぞれ自社の親会社等から段ボールシート及び段ボールケースの値上げの方針が示されており、その意向が及んでいたことを踏まえ、特定段ボールシートについて、段ボールシートカルテル事件三木会出席11社に前記15社を加えた26社のシェアでみると、その割合は6割余りとなるのであり、また、特定段ボールケースについて、段ボールケースカルテル事件三木会出席12社に前記15社を加えた27社のシェアでみると、その割合は5割余りとなり、いずれもシェアは過半を占めることになる。

(b) 他の事業者の価格けん制力について

段ボールメーカーの間では、従前から被審人レンゴー及び被審人王子コンテナが公表した値上げ幅を指標として足並みをそろえて値上げを行う必要があ

ると認識されるなど、本件シート合意成立当時、その当事者である段ボールシートカルテル事件三木会出席11社又はこれに前記グループ会社15社を加えた26社による販売価格の引上げに対し、他の事業者が競争的に振る舞い、これらの価格引上げをけん制する行動を採ることは見込みにくい状況にあったといえることができる。特定段ボールケースについては、ボックスメーカーも競合する事業者となるが、ボックスメーカーは、コルゲータ保有メーカーと比べ事業規模が小さい事業者が多く、コルゲータ保有メーカーから段ボールシートを仕入れる関係上、段ボールケースの販売について、価格面でコルゲータ保有メーカーと競争することは困難であって、段ボールシートの販売価格が引上げられれば、ボックスメーカーにおいても段ボールケースの販売価格を引上げる傾向にあったことからすれば、同様に、本件ケース合意成立当時、その当事者である段ボールケースカルテル事件三木会出席12社又はこれに前記グループ会社15社を加えた27社による販売価格の引上げに対し、ボックスメーカーを含む他の事業者が競争的に振る舞い、これらの価格の引上げをけん制する行動を採ることは見込みにくい状況にあったといえることができる。

(c) 小括

特定段ボールシートについて、段ボールシートカルテル事件三木会出席11社が本件シート合意を成立させるとともに、特定段ボールケースについて、段ボールケースカルテル事件三木会出席12社が本件ケース合意を成立させたことをもって、いずれもその意思である程度自由に販売価格を左右することができる状態をもたらしたと認めることができる。そして、本件各事業者のうち、その余の事業者らが後日本件各合意に順次参加したことにより、そのシェアは、特定段ボールシートについて8割を超えるものとなり、特定段ボールケースについて6割を超えるものとなるのであり、かかる市場支配は強固なものとなったといえることができる。これらによれば、本件各合意は、一定の取引分野における競争を実質的に制限するものであったことは明らかである。

(7) 本件各排除措置命令の適法性（争点3）

a 排除措置命令の必要性について

本件各違反行為が終了してから本件各排除措置命令がされるまで2年余りが経過していることを踏まえても、被審人らを含む本件各事業者において再び東段工の会合を利用するなどして同様の違反行為を繰り返すおそれがあることは否定できず、また、本件各違反行為が終了したことのみをもって当該取引分野における競争秩序の回復が十分にされたものということもできないから、公正取引委員会が本件各違反行為につき特に必要があると認め、排除措置を命じたことについて、裁量の逸脱、濫用があるということとはできない。

b 排除措置の内容の相当性について

本件各排除措置命令は、名宛人の各事業者に対し、特定段ボールシート及び特定段ボールケースについて、今後他の事業者と共同して販売価格を決定したり、販売価格の改定に関する情報交換をすることを禁止するとともに（各主文第3項及び第4項）、これらの行為をしないことなどを取締役会において決議した上

（各主文第1項）、その旨取引先である商社等に通知し、かつ自社の従業員に周知徹底させるほか（各主文第2項）、前記各措置を公正取引委員会に報告すること（各主文第5項）を内容とするものであって、いずれも本件各違反行為が排除されたことを確保するのに必要な事項であると認められ、その内容においても裁量の逸脱、濫用があるということとはできない。

① 本件各課徴金納付命令の適法性（争点4）

a 課徴金の算定期間（実行期間）について

独占禁止法第7条の2第1項は、「当該行為の実行としての事業活動を行った日」を課徴金の算定対象となる商品の売上額に係る算定の始期としている。この実行期間の始期については、違反行為者が合意の対象となる需要者に対して値上げ予定日を定めて値上げの申入れを行い、その日からの値上げへ向けて交渉が行われた場合には、当該予定日以降の取引には、当該合意の拘束力が及んでいると解され、現実はその日に値上げが実現したか否かに関わらず、その日において当該行為の実行としての事業活動が行われたものと認められる。

本件各合意は、対象となる特定段ボールシート及び特定段ボールケースの値上げの実施時期について定めていないことから、原則としてこれらのユーザーに対して申し入れた値上げの実施予定日のうち最も早い日（①）が実行期間の始期となる。もっとも、平成23年10月17日の本件各合意成立時点又は本件各合意への参加時点で、ユーザーに対して既にこれらの値上げを申し入れていた事業者については、前記各時点より前の事業活動は、当該行為の実行としての事業活動とは認められないから、値上げ交渉の結果、値上げした価格で、本件各合意成立又は本件各合意への参加以降に当該商品を引き渡した最初の日（②）が前記①より前である限り、これが実行期間の始期となる。すなわち、前記①又は前記②のいずれかのうち、最も早い日が実行期間の始期となるところ、被審人らから提出された報告書によれば、これに当たる日は、特定段ボールシート事件違反行為につき、前記ア⑦掲記の表の「実行期間の始期」欄記載の各日であり、段ボールケースカルテル事件違反行為につき、前記ア④掲記の表の同欄記載の各日であると認められる。

被審人らを含む本件各事業者は、それ以降、特定段ボールシート及び特定段ボールケースの販売価格に関する情報交換を行っていたものであるが、平成24年6月5日に、公正取引委員会の立入検査が行われたことを契機にこれらの情報交換をやめているから、同日をもって、本件各違法行為は終了し、当該行為の実行としての事業活動はなくなったものと認められる。

b 課徴金の算定対象となる商品の該当性及び売上額について

(a) 独占禁止法第7条の2第1項にいう「当該商品」とは、違反行為である相互拘束の対象である商品、すなわち違反行為の対象商品の範ちゅうに属し、違反行為である相互拘束を受けたものをいうと解すべきであるが、課徴金制度の趣旨及び課徴金の算定方法に照らせば、違反行為の対象商品の範ちゅうに属する商品については、一定の商品につき、違反行為を行った事業者が、明示的又は黙示的に当該行為の対象から除外するなど当該商品が違反行為である相互拘束

から除外されていることを示す特段の事情が認められない限り、違反行為による拘束が及んでいるものとして、課徴金の算定の対象となる商品に含まれ、違反行為者が実行期間中に違反行為の対象商品の範ちゅうに属する商品を引き渡して得た対価の額が、課徴金の計算の基礎となる売上額となると解する。

- (b) 段ボールシートカルテル事件違反行為について、その対象商品の範ちゅうに属するものは、特定段ボールシートであり、段ボールケースカルテル事件違反行為について、その対象商品の範ちゅうに属するものが特定段ボールケースであるから、前記の特段の事情が認められない限り、当該違反行為による拘束が及んでいるものとして、これらが課徴金の算定対象となる商品に当たることになる。
- (c) かかる対象商品の該当性及び売上額の認定に関する被審人らの主張については、以下の i ～ iv を除き、採用できない。

i 「当て紙」に係る売上げを除外すべきであるという点について

証拠によれば、当て紙は、新聞用紙巻取等の鏡面を保護するための緩衝材として円形に切断加工されるものであって、日本工業規格「Z 1516 : 2003」にいう外装用段ボール箱の製造に用いる外装用段ボールではないから、外装用段ボールと定義されている特定段ボールシート及び外装用段ボールで作った箱と定義されている特定段ボールケースに当たらないものと認められる。

以上によれば、前記の当て紙に係る売上げは、課徴金の算定対象となる商品の売上額から除外すべきものと認めるのが相当である。

ii 加工委託用段ボール製品の売上げを除外すべきであるという点

証拠によれば、被審人王子コンテナー及び静岡王子コンテナー(株)は、自社の設備では対応できない特殊加工が必要な場合等に、ボックスメーカーに対し、その原材料となる段ボールシート又は段ボールケースを販売した上で、当該ボックスメーカーにおいてこれらを加工して仕上げた販売用段ボールケースを買い取り、発注先のユーザーに販売するという取引を行っていたものであるが、かかる原材料の段ボール製品の販売価格については、当該ボックスメーカーとの間で、販売用段ボールケースの買取価格と連動して定められていたものであり、その実態は、被審人王子コンテナー及び静岡王子コンテナー(株)が当該ボックスメーカーに対し、有償で原材料となる段ボール製品を支給した上で、販売用段ボールケースの買取価格と原材料となる段ボール製品の販売価格との差額に相当する加工賃でその加工を委託する取引であったと認められ、違反行為である相互拘束の対象から除外されたことを示す特段の事情があったといえることができるから、これらの売上げは課徴金の算定対象となる商品の売上額から除外すべきものと認めるのが相当である。

iii 「特値」を反映した価格で段ボールシートの売上額を認定すべきであるという点

証拠によると、被審人福野段ボール工業の段ボールシートにおける特値に係る処理は、審査官が主張するような事後的な売掛金の減額ではなく、受注

時の取引先からの依頼により価格を修正したものと認めるのが相当であるから、かかる修正後の価格により課徴金の算定基礎となる売上額を認定するのが相当である。そうすると、前記差額に相当する分を当該課徴金納付命令において課徴金の算定基礎とされた売上額から控除すべきことになる。

iv 特定段ボールケースの定義に当てはまらない段ボールケースの売上げを除外すべきであるという点

証拠によれば、被審人浅野段ボールが愛知県内に本店がある2社に対して販売した段ボールケースは、東日本地区外に所在する前記2社の交渉担当部署との間で取り決められた取引条件に従って販売されたものであり、本来、特定段ボールケースに当たるものではないところ、これらの売上げが当該課徴金納付命令において認定された商品の売上額に含まれる結果となったのは、被審人浅野段ボールの報告に誤りがあったことによるものと認められ、前記の段ボールケースの売上げは、当該商品の売上額から除外すべきことになる。

c 課徴金の算定率について

被審人らは、いずれも段ボール製品の製造業を営んでいた者であるから、独占禁止法第7条の2第1項の柱書に規定する「小売業」及び「卸売業」には当たらないと認められる。また、被審人らから提出された報告書によれば、段ボールシートカルテル事件被審人のうち前記ア⑦掲記の表の「中小企業の軽減算定率の適用」欄に記載のある各事業者及び段ボールケースカルテル事件被審人のうち前記ア④掲記の表の同欄に記載のある各事業者は、実行期間を通じ、当該記載のとおり、資本金の額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社であって、段ボール製品等の製造を「主たる事業」として営んでいた者に当たると認められるから、独占禁止法第7条の2第5項第1号所定の軽減算定率が適用されるものであるが、その余の被審人らは、いずれも資本金の額が3億円を超え、かつ常時使用する従業員の数が300人を超える会社であると認められるから、同号所定の軽減算定率は適用されない。

以上によれば、被審人らに適用すべき課徴金の算定率は、前記ア⑦掲記の表及び前記ア④掲記の表の「課徴金の算定率」欄記載の各割合となる。

(4) 法令の適用

独占禁止法第66条第2項及び第3項

4 レンゴー(株)ほか1名に対する排除措置命令及び課徴金納付命令に係る審決（大口需要者向け段ボールケースの製造業者による価格カルテル）

事件番号	審判手続開始日	審判開催回数	審決年月日	課徴金（円）
平成26年（判）第139号及び第141号	26.11.7	9	3.2.8	10億6758万
平成26年（判）第140号及び第142号	26.11.7	9	3.2.8	6億363万

(1) 被審人

事件番号	名 称	所 在 地
平成26年（判）第139号及び第141号	レンゴー㈱	大阪市福島区大開四丁目1番186号
平成26年（判）第140号及び第142号	㈱トーモク	東京都千代田区丸の内二丁目2番2号

(2) 事件の経過

本件は、平成26年6月19日、公正取引委員会が、前記(1)の被審人2社（以下(2)及び(3)において「被審人ら」という。）に対し、独占禁止法第7条第2項の規定に基づき排除措置命令を、同法第7条の2第1項の規定に基づき課徴金納付命令を行ったところ、被審人らは両命令に対して審判請求を行ったため、被審人らに対し、同法第52条第3項の規定に基づき審判手続を開始し、審判官をして審判手続を行わせたものである。

公正取引委員会は、担当審判官から提出された事件記録、被審人らから提出された各異議の申立書及び被審人らから聴取した陳述に基づいて、同審判官から提出された審決案を調査の上、被審人らに対して審決案と同じ内容（被審人らに対する課徴金納付命令の一部を取り消し、その余の審判請求をいずれも棄却する旨）の審決を行った。

(3) 判断の概要等

ア 原処分の原因となる事実

被審人ら及び他の段ボールケース製造業者3社は（以下「本件5社」という。）、共同して、特定ユーザー向け段ボールケース（注1）の販売価格又は加工賃を引き上げる旨合意する（以下、この合意を「本件合意」という。）ことにより、公共の利益に反して、特定ユーザー向け段ボールケースの販売分野における競争を実質的に制限していた（以下「本件違反行為」という。）。

被審人らの本件違反行為の実行期間は、独占禁止法第7条の2第1項の規定により、下表の各被審人に係る「実行期間」欄記載のとおりであり、独占禁止法第7条の2の規定により算出された課徴金の額は、同表の各被審人に係る「課徴金」欄記載のとおりである。

（注1）審決案別表の「交渉窓口会社」欄記載の事業者との間で取り決められた販売価格等の取引条件に基づき、同表の「特定ユーザー」欄記載の事業者販売される外装用段ボール（日本工業規格「Z 1516：2003」）で作った段ボールケース

被審人	課徴金納付命令	
	実行期間	課徴金（円）
レンゴー㈱	平成23年11月1日～平成24年6月4日	10億7044万
㈱トーモク	平成23年12月1日～平成24年6月4日	6億 401万

イ 主要な争点及びそれに対する判断

⑦ 本件合意の成否（争点1）

①広域ユーザー向け段ボールケースに係る取引について大半のシェアを占めていた本件5社は、かねてから、広域ユーザー向け段ボールケースの値上げの実施に関する情報交換を行っていたこと、②主要な原紙メーカーによる段ボール原紙の値上げの表明が出そうと、10月17日5社会（注2）において、出席各社から広域ユーザー向け段ボールケースの値上げの方針が示されるとともに、今後個別のユーザー

ごとに小部会を開催するなどして具体的な値上げ幅等の条件について協議することなどが確認され、10月31日5社会（注3）において、本件5社の間で、値上げの進捗状況を管理すべき広域ユーザーについて認識を共通にするため、その対象となる特定ユーザー及びその交渉窓口会社が選定されたこと、③小部会等で具体的な値上げ幅等の条件が取り決められ、各社ともこれに従って交渉窓口会社との間で値上げ交渉を行いながら、その交渉状況についても小部会等で情報交換を行っていたほか、5社会においても小部会から個別のユーザーに関する値上げの進捗状況について報告がされ、本件5社の間でこれらの対応について協議が行われており、本件5社は、こうした値上げ活動の結果、値上げを実現したことからすれば、本件5社は10月17日5社会で、広域ユーザー向け段ボールケースの値上げを行うことについて情報交換を行い、10月31日5社会でその対象となる特定ユーザー及びその交渉窓口会社を選定したことをもって、本件5社間で、相互に歩調をそろえながら特定ユーザー向け段ボールケースの販売価格又は加工賃の引上げを実施するとの意思が形成され、その旨の意思の連絡、すなわち本件合意が成立したと認められる。

（注2）平成23年10月17日に開催された、本件5社の営業本部長級の者らを出席者とする会合

（注3）平成23年10月31日に開催された、本件5社の営業本部長級の者らを出席者とする会合

④ **本件合意が一定の取引分野における競争を実質的に制限するものであったか否か（争点2）**

「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」とは、当該取引に係る市場が有する競争機能を損なうことをいい、共同して商品の販売価格を引き上げた場合には、その当事者である事業者らがその意思で、ある程度自由に当該商品の販売価格を左右することができる状態をもたらすことをいうものと解する。ここで、独占禁止法第2条第6項にいう一定の取引分野は、当該共同行為によって競争の実質的制限がもたらされる範囲をいうものであり、その成立する範囲は、取引の対象・地域・態様等に応じて、当該共同行為が対象としている取引及びそれにより影響を受ける範囲を検討して決定されるものと解する。

a 一定の取引分野の範囲について

本件合意が対象としている商品は、特定ユーザー向け段ボールケースとなり、本件合意により影響を受ける範囲も、特定ユーザー向け段ボールケースの販売及び加工に係る取引全般であるから、本件合意に係る一定の取引分野は、特定ユーザー向け段ボールケースの取引分野である。

b 競争の実質的制限について

本件合意が成立した平成23年度において、特定ユーザー向け段ボールケースの総販売金額のうち、本件5社による販売金額が8割余りを占めていたことからすると、本件5社は、特定ユーザー向け段ボールケースの取引分野について、その意思で、ある程度自由に販売価格又は加工賃を左右することができる状態にあったというべきであるから、本件合意は、特定ユーザー向け段ボールケースの販売価格又は加工賃について、競争を実質的に制限するものであったと認められる。

⑤ **本件排除措置命令の適法性（争点3）**

独占禁止法第7条第2項にいう「特に必要があると認めるとき」とは、排除措置

を命じた時点では既に違反行為はなくなっているが、当該違反行為が繰り返されるおそれがある場合や、当該違反行為の結果が残存しており競争秩序の回復が不十分である場合などをいうものと解する。

本件違反行為は、その経過や態様に照らすと、本件5社のかねてからの協調関係の下で、組織的に行われたものであることは明らかである。また、本件5社が本件違反行為を取りやめたのは、公正取引委員会による立入検査が行われたことを契機とするものと認められるのであり、被審人らの自発的な意思に基づくものとはみられない。

以上からすれば、本件違反行為が終了してから本件排除措置命令がなされるまで2年余り経過していることを踏まえても、被審人らを含む本件5社が、再び同様の違反行為を繰り返すおそれは否定できず、また、本件合意が消滅したことをもって、特定ユーザー向け段ボールケースの取引分野における競争秩序の回復が十分であるということもできない。

本件排除措置命令の内容についても、公正取引委員会が命じた各措置は、いずれも本件違反行為が排除されたことを確保するのに必要な事項であると認められ、被審人(株)トーモク（以下「被審人トーモク」という。）が主張するような前記 3 の事件との比較から不均衡なものということもできない。

したがって、本件排除措置命令は、公正取引委員会がこれを命じたことにつき「特に必要があると認めるとき」に該当し、その内容も相当なものであって、適法なものと認められる。

① 本件各課徴金納付命令の適法性（争点4）

a 課徴金の算定期間（実行期間）

課徴金の計算における実行期間の始期については違反行為者が合意の対象となる需要者に対して値上げ予定日を定めて値上げの申入れを行い、その日からの値上げへ向けて交渉が行われた場合には、当該予定日以降の取引には、当該合意の拘束力が及んでおりと解され、現実はその日に値上げが実現したか否かに関わらず、その日において当該行為の実行としての事業活動が行われたものと認められる。

被審人らは、一部の特定ユーザーに対して、それぞれ文書により、被審人レンゴー(株)（以下「被審人レンゴー」という。）については平成23年11月1日を値上げ予定日と定めて、被審人トーモクについては同年12月1日を値上げ予定日と定めてそれぞれ段ボールケースの値上げの申入れを行ったものであり、これらの値上げへ向けて交渉が行われたと認められるから、前記の値上げ予定日が、実行期間の始期と認めるのが相当である。

他方、本件5社は、平成24年6月5日に立入検査を受けて以降本件違反行為を行っていないが、それまでの間は本件違反行為を継続していたものと認められるから、同日をもって当該行為の実行としての事業活動はなくなったものと認められる。

したがって、独占禁止法第7条の2第1項所定の実行期間は、被審人レンゴーについては平成23年11月1日から平成24年6月4日までとなり、被審人トーモク

については、平成23年12月1日から平成24年6月4日までとなる。

b 課徴金の算定対象となる商品の該当性

(a) 当該商品の意義

独占禁止法第7条の2第1項にいう「当該商品」とは、違反行為である相互拘束の対象である商品、すなわち、違反行為の対象商品の範ちゅうに属し、違反行為である相互拘束を受けたものをいうと解すべきであるが、課徴金制度の趣旨及び課徴金の算定方法に照らせば、違反行為の対象商品の範ちゅうに属する商品については、一定の商品につき、違反行為を行った事業者が、明示的又は黙示的に当該行為の対象から除外するなど当該商品が違反行為である相互拘束から除外されていることを示す特段の事情がない限り、違反行為による拘束が及んでいるものとして、課徴金の算定の対象となる当該商品に含まれ、違反行為者が実行期間中に違反行為の対象商品の範ちゅうに属する商品を引き渡して得た対価の額が、課徴金の計算の基礎となる売上額となると解する。

(b) 本件違反行為の対象商品

本件違反行為の対象となる商品は、特定ユーザー向け段ボールケースであるから、前記の特段の事情が認められない限り、本件違反行為による拘束が及んでいるものとして、課徴金の算定対象となる商品に該当することになる。

かかる対象商品の該当性に関する被審人らの主張については、いずれも採用できない。

c 課徴金の算定基礎となる売上額

独占禁止法施行令第5条第1項第3号により割戻金が控除されるのは、割戻金に対価そのものの修正又はこれに準ずるものであるためであるところ、同号が割戻金を支払うべき旨が書面によって明らかな契約があった場合でなければならないと規定するのは、事後的に支払側の裁量によって支払われるなどしたものは対価の修正と認めるべきではなく、割戻金を支払うべきことがあらかじめ書面により客観的に明らかにされているものに限定する趣旨であると解される。

かかる趣旨からすれば、同号所定の「割戻金の支払を行うべき旨が書面によって明らかな契約」があった場合とは、割戻しの対象となる商品又は役務の引渡し前に、割戻金を支払うべきことが書面で明らかにされている場合に限られるのであり、事後に書面で定めた割戻金はこれに該当しないというべきである。

他方で、同号の前記趣旨からすれば、割戻しの対象期間の途中で割戻契約に係る書面が作成された場合であっても、作成日以後の取引との関係では同号所定の「書面によって明らかな契約」があったというべきである。

以上によれば、被審人レンゴーについては、3567万4070円を、被審人トーモクについては、481万2085円を独占禁止法施行令第5条第1項第3号に基づき売上額から控除するべきである。

(4) 法令の適用

独占禁止法第66条第2項及び第3項